



下郷町公共施設等総合管理計画



平成29年3月

(令和4年3月改訂)

下 郷 町

目 次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけについて	1
3. 計画の対象範囲について	3
(1) 計画対象範囲	3
(2) 施設の単位	3
(3) 作成にあたっての情報収集方法	3
4. 計画期間について	3
第1章 人口等の現況と将来の見通し	4
1. 下郷町の概要	4
2. 人口の推移と今後の見通し	5
(1) 人口の推移	5
(2) 年齢3階層の人口の推移	6
(3) 将来人口の推計	7
3. 歳入歳出の推移と財源の見通し	9
(1) 歳入の状況（一般会計等）	9
(2) 歳出の状況（一般会計等）	10
(3) 財政指標の状況	11
第2章 公共施設等の現状	14
1. 公共施設等の現状	14
(1) 公共施設の保有状況	14
(2) 1人あたりの公共施設の延床面積	16
2. 建築年別公共施設等の現状	17
(1) 建築年別分布	17
(2) 経過年数の状況	18
(3) インフラ施設の状況	20
(4) 建物の耐震化の状況	21
3. 公共施設保有量の推移等	22
(1) 有形固定資産（建物）減価償却率の推移	22
(2) 過去に行った対策等の実績	23
(3) 施設保有量の推移	24
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	25
1. 公共施設等の投資的経費の内訳	25
2. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について	26
(1) 建築物における中長期的な経費の見込み額算出方法	26
(2) インフラ施設における中長期的な経費の見込み額算出方法	28
(3) 各施設の個別施設計画の策定状況と将来コスト算出方法の関係について	31
3. 中長期的な経費の見込み額の算出	32
(1) 中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新した場合）	32
(2) 中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を講じた場合）	34
4. 個別施設計画策定による将来コストの縮減効果	36
5. 公共施設に係る数値目標	37
(1) 公共施設数の縮減目標	37
(2) 公共施設の延床面積縮減目標	37
(3) トータルコストの縮減目標	37
(4) 平準化に関する目標	38

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	39
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	39
（1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応	39
（2）人口減少・少子高齢化社会への対応	39
（3）厳しさを増す財政状況への対応	39
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	40
3. 具体的な取組方策	42
（1）点検・診断等の実施方針	42
（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針	43
（3）安全確保の実施方針	43
（4）耐震化の実施方針	44
（5）長寿命化の実施方針	44
（6）複合化・集約化や廃止の推進方針	45
（7）ユニバーサルデザイン化の推進方針	45
（8）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	45
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	47
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	47
（1）行政施設	47
（2）町民文化系施設	47
（3）スポーツ・レクリエーション施設	48
（4）社会教育系施設	48
（5）保健・福祉施設	49
（6）学校教育系施設	50
（7）子育て支援施設	51
（8）産業系施設	51
（9）公営住宅	52
（10）インフラ関連施設（建屋）	52
（11）その他の施設	53
2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について	54
（1）町道（道路部）	54
（2）町道（橋梁）	54
（3）町道（シェッド）	55
（4）農業用施設等（道路部、ため池、堰（農業用水路））	55
（5）林道（道路部）	56
（6）林道（橋梁）	56
（7）簡易水道施設	57
（8）農業集落排水施設（管路）	57
第6章 推進体制	58
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	58
2. フォローアップの実施方針	58

はじめに

1. 計画の背景と目的

全国の多くの自治体では、公共施設等（公共施設、インフラ施設）の老朽化が進みつつあるものの、少子高齢化等の社会的背景により、これらを更新するための財源確保は年々厳しくなっています。そのような背景から、総務省から平成 26 年 4 月に全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）」の策定が要請され、本町でも同計画を策定しました。

その後、本町では将来に向けた公共施設等の利活用にあたって、「第6次下郷町総合計画」や本計画の方針に基づき、「下郷町公共施設長寿命化計画（個別施設計画）」等の個別施設計画の策定や指定管理者制度の導入など、公共施設マネジメントの推進を行ってきました。

更に、各種個別施設計画の策定に伴う本計画との整合性の確保や、公共施設縮減等に係る数値目標や方針を示すために、令和3年度に本計画の改訂を行いました。

今後は、公共施設等をできるだけ長く使うために適切な維持管理を行うと共に、「賢く」使う工夫が求められます。本計画は、公共施設等の全体を把握し、将来のまちの姿を見据えながら戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことを目的としています。

2. 計画の位置づけについて

これまで本町は将来に向けた公共施設の利活用にあたって、「第6次下郷町総合計画」「下郷町人口ビジョン及び下郷町創生総合戦略」等の上位計画に基づき、本計画や各種個別施設計画の運用・策定を行ってきました。

本計画は、公共施設等の全体把握に基づき、将来のまちづくりを見据えながら各種関連計画と連携することで、公共施設等の保有や運営、維持管理を最適化するために「公共施設マネジメント」の推進方針を策定するものです。また、今後の公共施設の個別計画における指針として位置づけられます。

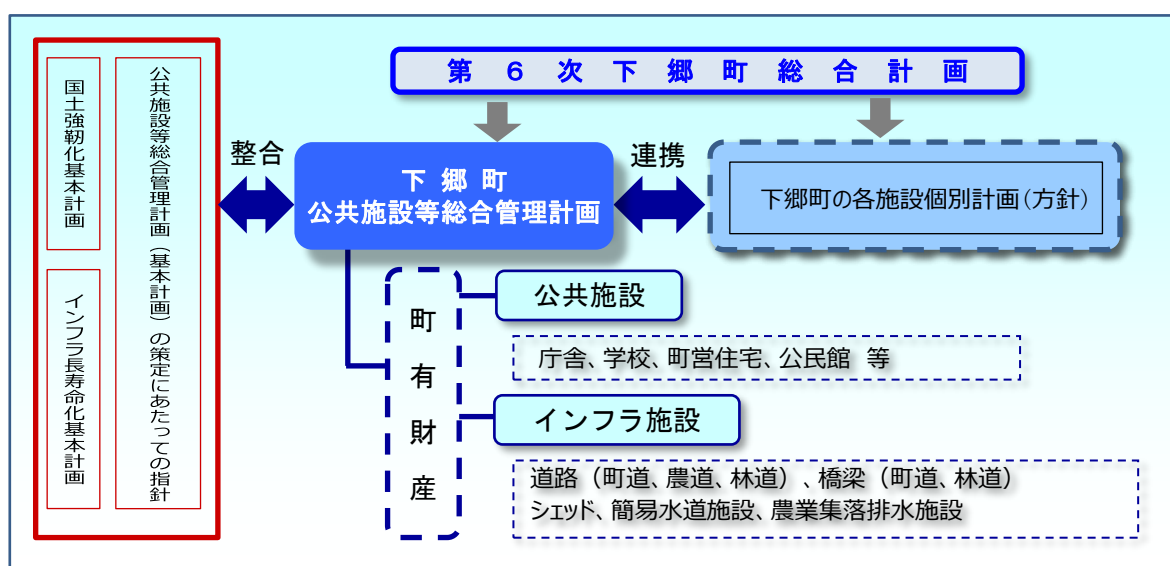


図1 公共施設等総合管理計画の位置づけ

なお、本町が定める各種個別施設計画と、その対象施設の関係性は下記のとおりです。

表 1 個別施設計画別の対象施設内訳 (令和3年3月末時点)

施設の種類の種類			個別施設計画名称 (策定または改訂年月)								
			下郷町公共施設 長寿命化計画	下郷町学校施設 等長寿命化計画	下郷町町営住宅 長寿命化計画	橋梁長寿命化 修繕計画	下郷町 舗装長寿命化 修繕計画書	下郷町シェッド 長寿命化修繕 計画書	大川ふるさと 公園施設 長寿命化計画	林道施設 長寿命化 修繕計画	下郷町 統合インフラ マネジメント計画
			(R3.3)	(R3.3)	(R3.12)	(H30.3)	(R3.3)	(H31.3)	(R2.3)	(R2.3)	(R3.3)
建築物系公共施設	行政施設		●								○
	町民文化系施設	教育委員会所管施設		●							○
		上記以外	●								○
	スポーツ・レクリエーション施設	教育委員会所管施設							●		○
		大川ふるさと公園									○
		上記以外		●							○
	社会教育系施設	教育委員会所管施設		●							○
		上記以外	●								○
	保健・福祉施設		●								○
	学校教育系施設			●							○
	子育て支援施設		●								○
	産業系施設		●								○
	公営住宅（町営住宅）				●						○
	インフラ関連施設										○
インフラ施設	その他の施設		●								○
	町道	道路部					◆				◆
		橋梁				●					○
		シェッド						●			○
	農業用施設等										●
	林道	道路部									●
		橋梁								★	○
	簡易水道施設										●
	農業集落排水施設										●
											●

- 各個別施設計画の対象施設
- 施設保有量、将来コスト、将来方針、整備計画等について、各種個別施設計画を踏まえて下郷町統合インフラマネジメント計画で総論したもの。
- ◆ 舗装長寿命化修繕計画書は一部路線の舗装を対象としていることから、その他の路線における舗装及び道路部について対象としたもの。
- ★ 林道施設は、林道の橋梁を対象とした長寿命化修繕計画が策定されています。

各個別施設計画における個別の対象施設については、各個別施設計画をご覧ください。

3. 計画の対象範囲について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）及びインフラ施設とします。

■公共施設（公共系建築物）

■インフラ施設（道路、橋梁、簡易水道施設の管路、農業集落排水施設の管路）

(2) 施設の単位

公共施設は、一つの施設で棟別に数棟に区分される場合（例えば、下郷中学校の校舎、体育館など）があります。

そのため、施設の集計単位は施設ごとかつ棟別に調査を行い、情報を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

個別施設計画策定時に実施した、各施設所管課へのヒアリング調査の回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

4. 計画期間について

計画期間は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても、社会情勢や財政状況、公共施設等の現状に応じて随時見直すものとします。

なお、改訂を下記のとおりに実施しました。

■ 第 1 回改訂 ： 令和 4 年 3 月

【ご注意ください】

本計画に掲載した図表においては、合計値が合わない場合や割合の合計が 100% とならない場合があります。これは、小数点以下の端数処理の関係で生じたものです。

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

1. 下郷町の概要

本町は、福島県会津地方の南部に位置し、東は天栄村及び西郷村、西は昭和村及び南会津町、南は栃木県那須塩原市、北は会津若松市及び会津美里町とそれぞれ境界を接しています。周囲は那須山系などの山々に囲まれ、町のほぼ中央を南西から北東に阿賀川（大川）が貫流し、国指定天然記念物「塔のへつり」に代表される雄大な渓谷が形成されています。面積の約 87%は森林に覆われる緑豊かな町です。

本町の気候は、日本海側の影響を強く受け、夏は高温多湿で朝晩は涼しく、冬は降雪量が多い積雪寒冷地帯となっています。

表 1.1.1 下郷町の面積

町名	面積
下郷町	3 1 7 . 0 4 k m ²



図 1.1.1 下郷町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口・世帯数は、令和2年国勢調査によると、人口 5,264 人、世帯数 1,953 世帯で1世帯あたり人員は 2.70 人となっています。人口は昭和 55 年の 10,025 人から半減している一方、世帯数は昭和 55 年の 2,448 世帯から 2 割程度の減少に留まっており、1世帯あたり人員が年々減少していることから、一人暮らし世帯の増加が進行していることが伺えます。

表 1.2.1 及び図 1.2.1 に人口・世帯数の推移を示します。

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

	総人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり人員 （人／世帯）
昭和 55 年	10,025	2,448	4.10
昭和 60 年	9,033	2,297	3.93
平成 2 年	8,537	2,270	3.76
平成 7 年	7,951	2,239	3.55
平成 12 年	7,579	2,223	3.41
平成 17 年	7,053	2,188	3.22
平成 22 年	6,461	2,103	3.07
平成 27 年	5,800	2,002	2.90
令和 2 年	5,264	1,953	2.70

出典：国勢調査

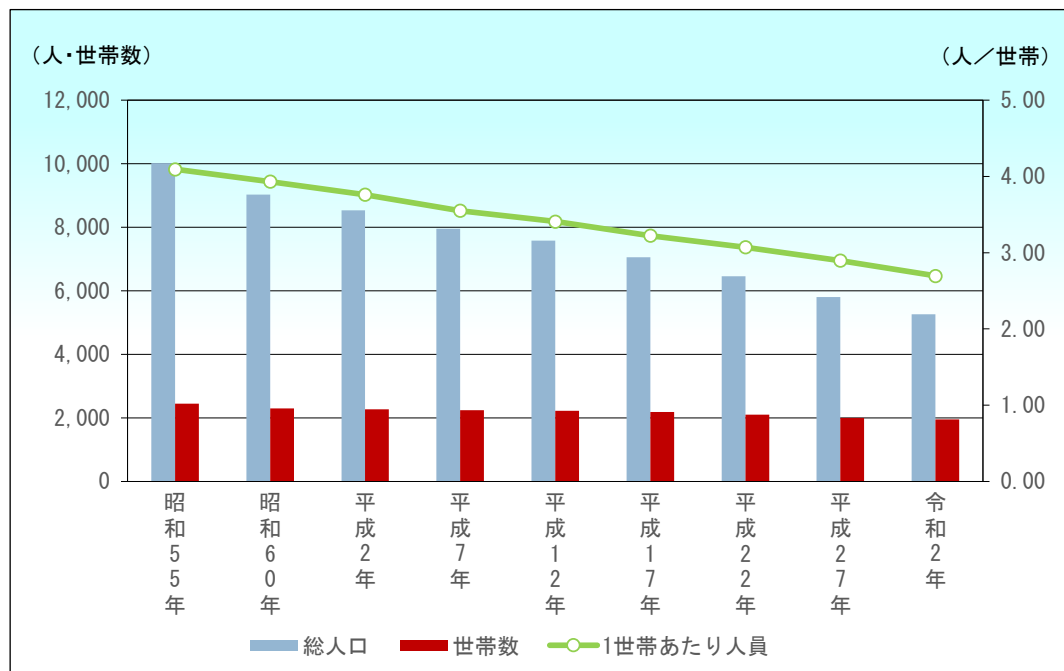


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

(2) 年齢3階層の人口の推移

年齢3階層別人口については、65歳以上の人口（老年人口）が増加している一方、15歳以上64歳以下の人口（生産年齢人口）と14歳以下の人口（年少人口）がいずれも減少しています。また、近年では老年人口が横ばい傾向となっており、老年人口の増加が鈍化していますが、町人口に対する老年人口の割合は増加しており、本町において少子高齢化が進行していることがわかります。

総人口と年齢3階層別人口の推移状況について図1.2.2に、国・県と比較した状況を図1.2.3に示します。

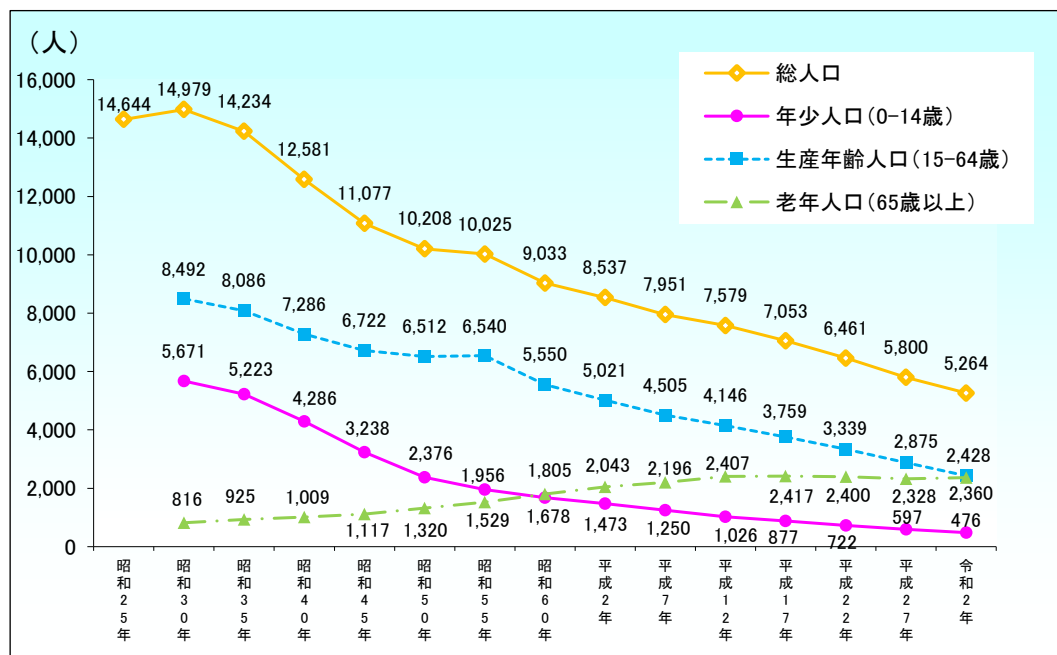


図1.2.2 年齢3階層別人口の推移

出典：国勢調査

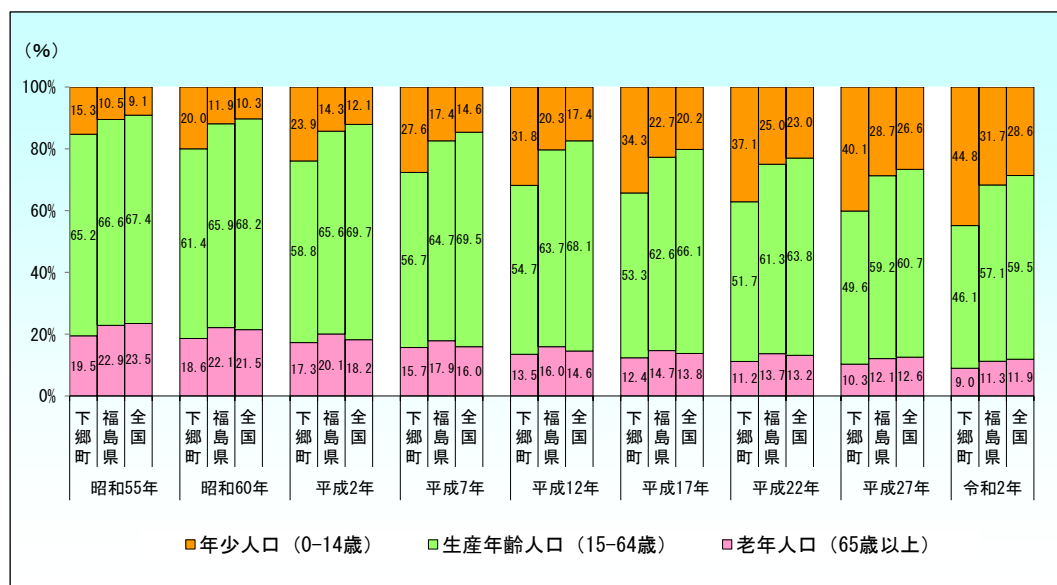


図1.2.3 年齢3階層別人口比の国・県との比較

出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

本町の将来人口については、下郷町人口ビジョン及び下郷町創生総合戦略（令和2年4月）（以下「町人口ビジョン」という。）で定めた次の「出生状況」と「移動状況」の2つの変動要因をもとに、人口を推計しています。

① 出生状況

本町の出生状況については、現時点（平成25年から平成29年）の合計特殊出生率が「1.63」であるとともに、アンケート調査結果から町民が理想とする子どもの人数の平均値が「2.53」という値が導き出されています。このことから、次のとおりに設定しました。

現在の合計特殊出生率「1.63」から、令和42（2060）年に町民希望「2.53」を達成することを想定し、令和22（2040）年を「2.06」と設定。

出典：町人口ビジョン

※上記の「2.06」は、合計特殊出生率が令和2（2020）年以降、5年毎に段階的に上昇していくと仮定して算出した数値です。

② 移動状況

現状の移動率を基本に、次のとおりに設定しました。

現在の移動率から、町外からの転入促進と町外への転出抑制により、令和17（2035）年までに社会動態 ±0の実現を目指し設定。

出典：町人口ビジョン

③ 下郷町の人口推計

町人口ビジョンによる、上記「出生状況」と「移動状況」に基づく、本町における将来人口推計結果は次のとおりです。

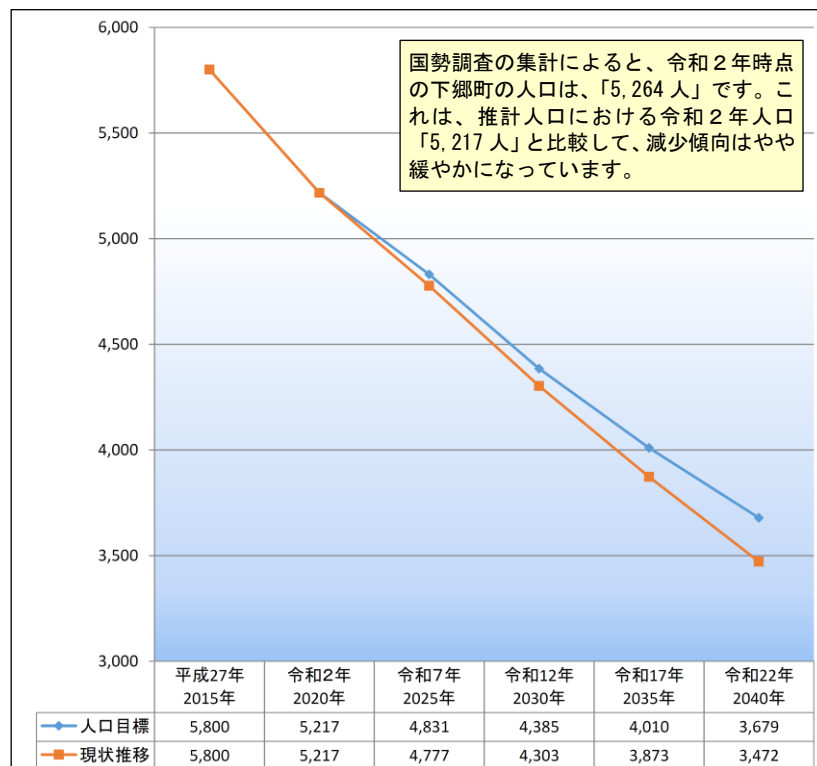


図 1.2.4 下郷町の将来人口推計シミュレーション 出典：町人口ビジョン

第1章 人口等の現況と将来の見通し

④ 人口の将来展望

町人口ビジョンによると、上記推計結果より本町の将来人口は合計特殊出生率の向上とともに、町外からの転入促進と町外への転出抑制を推進し、令和22（2040）年に3,700人程度の人口の維持を目指すこととしています。

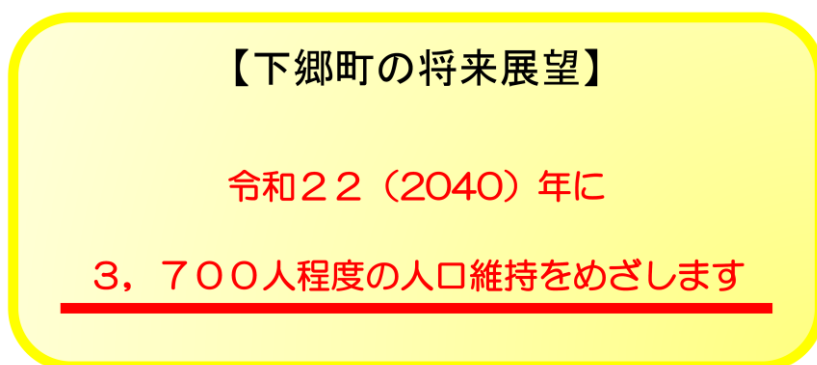


図1.2.5 下郷町の人口の将来展望

出典：町人口ビジョン

なお、合計特殊出生率と移動率を現状のままとした場合は、令和22（2040）年の人口は3,500人程度になると推計されています。

3. 歳入歳出の推移と財源の見通し

(1) 歳入の状況（一般会計等）

令和2年度の歳入は約61.4億円で、そのうち地方税は約10.1億円となっており、全体の約16.5%を占めています。

歳入は、平成30年度までは概ね40億円代後半で横ばいに推移していたものが、令和元年度以降は増加傾向にあります。中・長期的には、生産年齢人口の減少と高齢化の進行が予測される中で、地方税の減少が懸念されます。

平成23年度から令和2年度の町決算統計による本町の財政状況のうち、表1.3.1及び図1.3.1に歳入の推移を示します。

表 1.3.1 歳入の推移

(百万円)

区分	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
地方税	1,174	1,135	1,130	1,103	1,078	1,074	1,066	1,049	1,029	1,013
譲与税	91	85	81	77	81	80	80	81	86	93
交付税	1,824	1,876	1,877	1,804	1,881	1,893	1,830	1,762	1,817	1,961
国庫支出金	287	166	357	260	358	412	371	286	367	1,374
県支出金	456	750	318	282	248	279	269	286	273	319
地方債	337	313	430	397	400	393	272	284	522	469
その他	424	393	531	642	668	744	1,008	1,096	950	904
歳入計	4,593	4,717	4,724	4,564	4,714	4,874	4,896	4,844	5,044	6,135

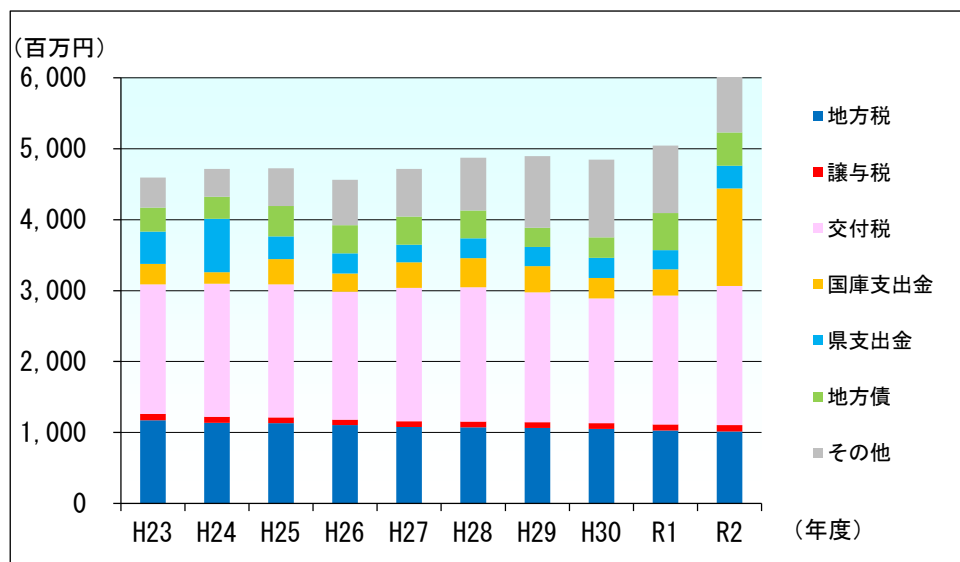


図 1.3.1 歳入の推移

出典：下郷町決算統計

(2) 歳出の状況（一般会計等）

令和2年度の歳出は約 57.0 億円であり、普通建設事業費は約 11.8 億円と全体の約 20.8%を占めています。

また、扶助費は約 2.9 億円で全体の約 5.0%を占めており、例年 3 億円前後で推移していますが、高齢社会となった現状では今後増加が見込まれます。

今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向となり、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は一層厳しくなるものと見込まれます。

平成 23 年度から令和2年度の町決算統計による本町の財政状況のうち、表 1.3.2 及び図 1.3.2 に歳出の推移を示します。

表 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

区分	年度									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	857	811	802	828	815	768	807	792	763	881
物件費	472	457	473	549	596	594	592	584	599	638
維補費	81	75	89	121	129	159	155	128	85	140
扶助費	315	748	326	348	326	359	332	325	337	287
補助費	616	617	605	786	783	696	722	889	960	1,503
公債費	475	465	449	429	396	402	405	411	437	428
繰出金	474	435	410	402	446	432	446	438	431	435
普通建設事業費	665	465	1,102	740	714	980	1,017	837	999	1,184
その他	444	374	161	151	151	119	77	89	100	200
歳出計	4,401	4,446	4,416	4,354	4,356	4,509	4,553	4,493	4,710	5,696

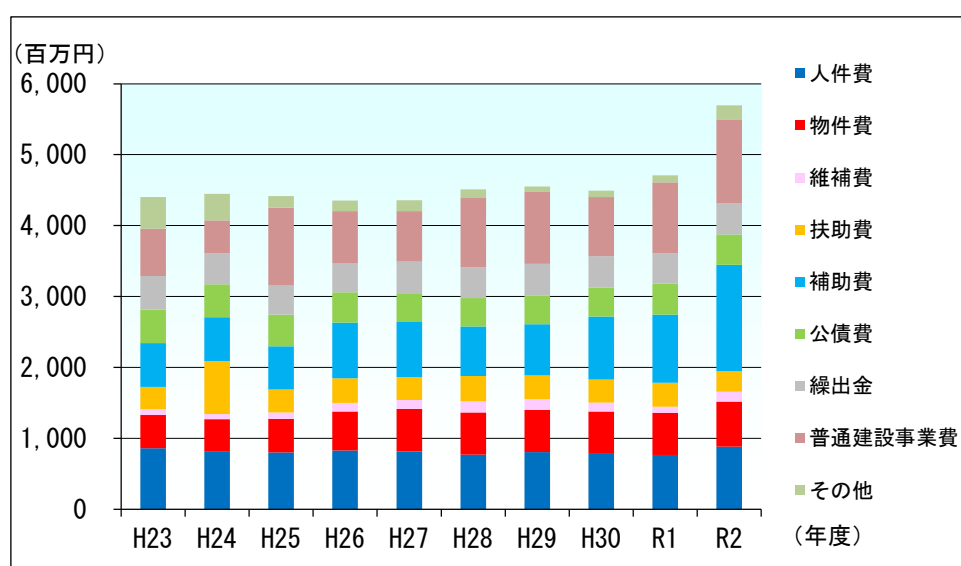


図 1.3.2 歳出の推移

出典：下郷町決算統計

(3) 財政指標の状況

本町の財政指標の状況について、表 1.3.3 及び図 1.3.3 から図 1.3.6 に、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の推移を示します。

表 1.3.3 財政力指数の推移

区分	市町村	年度別財政力指数							
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政力指数	下郷町	0.38	0.37	0.37	0.37	0.37	0.38	0.38	0.38
	福島県市町村平均	0.43	0.44	0.45	0.46	0.46	0.47	0.48	0.47
経常収支比率	下郷町	77.5	82.0	78.7	80.6	84.5	86.2	85.2	84.4
	福島県市町村平均	85.4	86.1	84.6	87.5	88.5	88.9	90.0	88.9
実質公債費比率	下郷町	6.4	5.7	5.2	4.9	5.2	5.7	6.3	6.4
	福島県市町村平均	9.7	8.6	7.6	7.1	6.8	6.5	6.4	6.1
将来負担比率	下郷町	—	—	—	—	—	—	—	—
	福島県市町村平均	23.0	14.1	2.6	—	—	—	—	—

出典：平成 25 年度～令和 2 年度 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

① 財政力指数※1

本町は、人口減少等により地方税等の自主財源の割合が低く、近年は 0.38 程度で推移しており、令和 2 年度時点では、福島県市町村の平均と比べて 0.09 ポイント低い水準です。この差は平成 25 年度当時（0.05 ポイント）と比較してやや開いており、今後も様々な施策により自主財源を確保する試みが必要といえます。

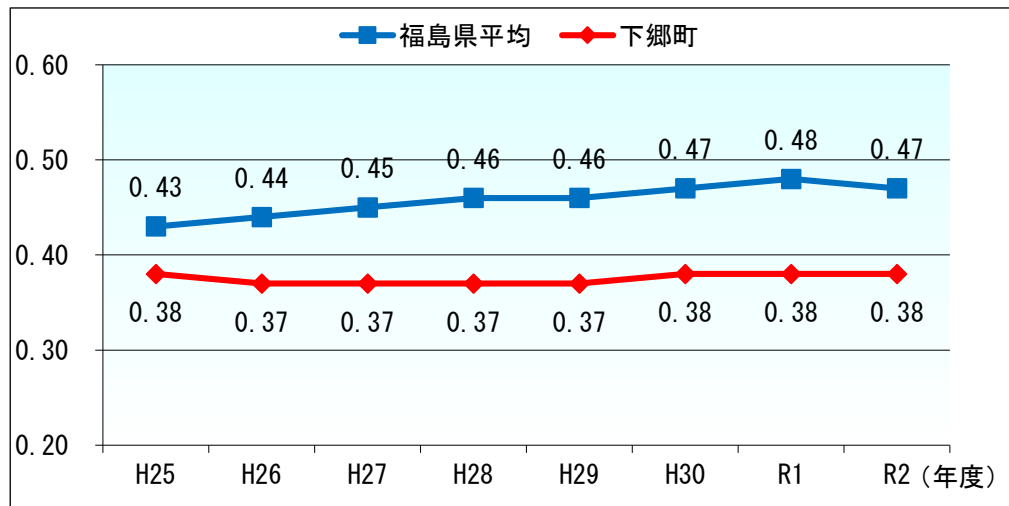


図 1.3.3 財政力指数の推移

※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去 3 力年の平均値です。

第1章 人口等の現況と将来の見通し

② 経常収支比率※2

本町の経常収支比率は、近年は85%前後で推移しています。また、福島県市町村平均より低い値で推移しており、県の中ではやや良好な経営状況といえます。但し、一貫して増加傾向にあり、今後も歳出を縮減していく必要があるといえます。

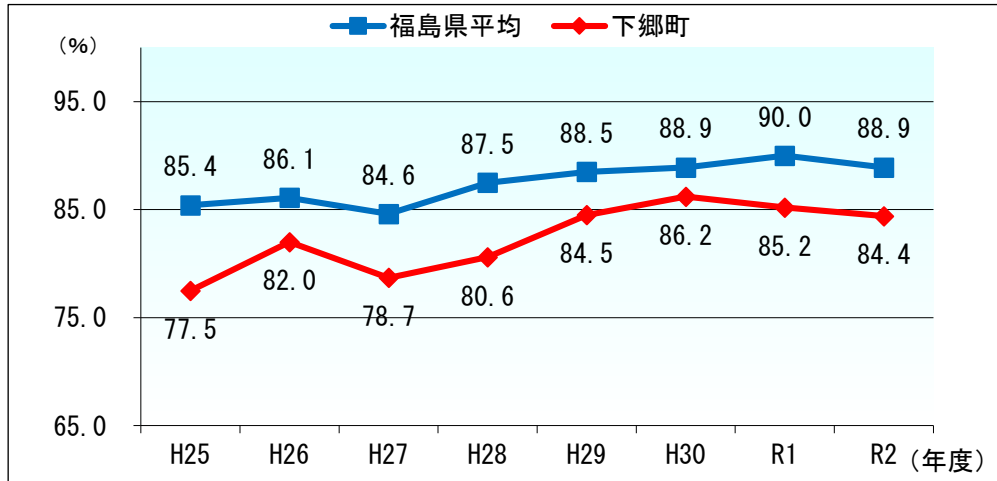


図 1.3.4 経常収支比率の推移

※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

③ 実質公債費比率※3

早期健全化基準の25%及び起債許可団体となる18%を下回る健全な状況であり、近年は、ほぼ福島県市町村平均と同水準といえます。

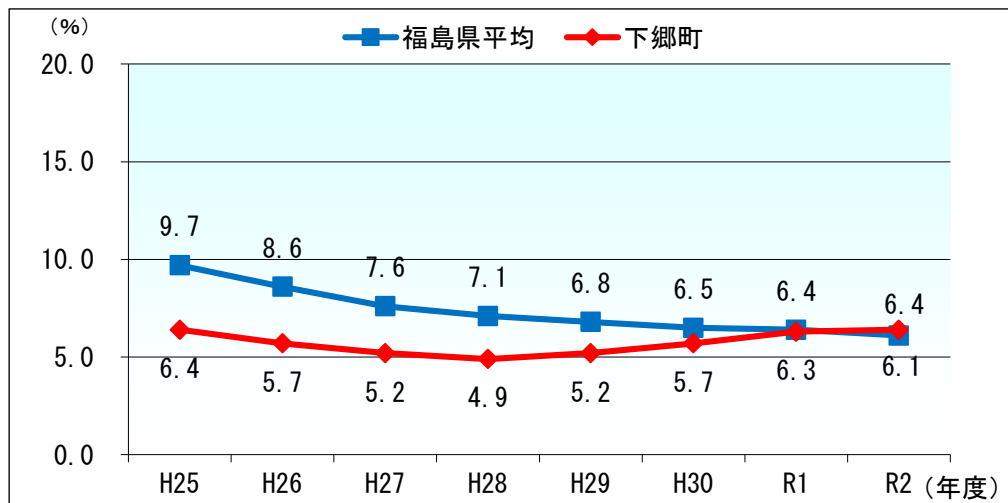


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

④ 将来負担比率※4

本町においては実質赤字額または連結実質赤字額が無いため、将来負担比率が算出できません。これは、現時点で財政的には良好な状況を保っていることを示しています。

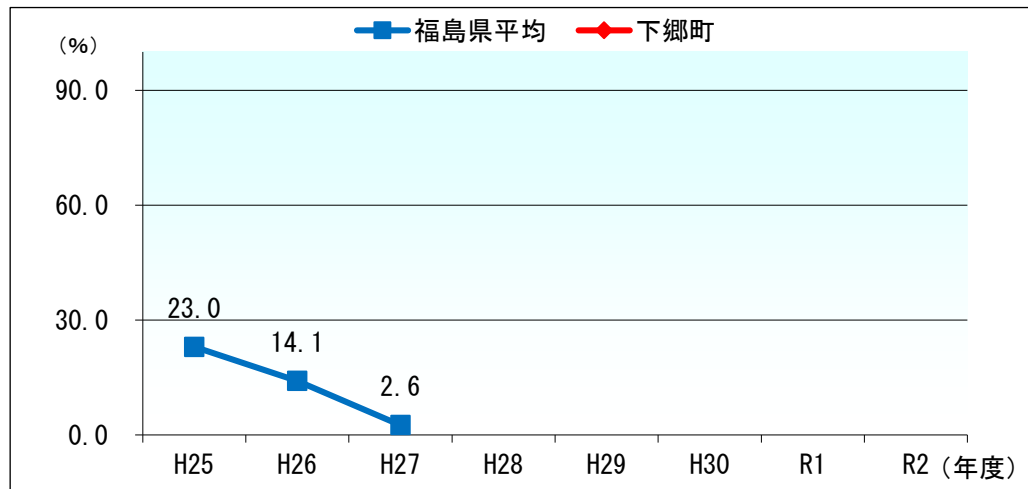


図 1.3.6 将来負担比率の推移

※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の保有状況

① 各施設の情報について

本計画の当初策定時に作成した公共施設一覧データを基準に、個別施設計画策定時に施設所管課に対して実施した、ヒアリングシートによる情報収集結果に基づきデータ更新を行いました。

② 対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分を次に示します。

表 2.1.1 用途区分

施設の用途	対象施設
1 行政施設	役場本庁舎、消防車格納庫、備蓄倉庫
2 町民文化系施設	公民館
3 スポーツ・レクリエーション施設	公園、体育館、武道場、町民プール、公園施設
4 社会教育系施設	記念館、ふれあいセンター、観光案内施設、簡易宿泊施設、大内宿町並み展示館 等
5 保健・福祉施設	老人福祉センター、デイサービスセンター
6 学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食施設、教職員住宅 等
7 子育て支援施設	保育所
8 産業系施設	道の駅、物産館、養魚場、野外活動施設、交流施設
9 公営住宅	町営住宅
10 インフラ関連施設	簡易水道施設、農業集落排水施設
11 その他の施設	元分校、公衆便所、作業所、資材倉庫、農業・建設機械倉庫 等

③ 用途別公共施設の保有状況

令和2年度末時点において本町が保有する公共施設の総数は、70施設 193棟、延床面積の合計は58,024.5㎡となっています。延床面積の内訳は多い方から、学校教育系施設が34.8%、次いでスポーツ・レクリエーション施設が12.9%、公営住宅が12.6%、行政施設が9.6%、その他の施設が8.5%の順となっています。

表 2.1.2 用途別公共施設の保有状況

施設の用途	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床面積 構成比
1 行政施設	3	5	5,594.4	9.6%
2 町民文化系施設	1	1	745.0	1.3%
3 スポーツ・レクリエーション施設	10	31	7,460.8	12.9%
4 社会教育系施設	7	8	3,910.4	6.7%
5 保健・福祉施設	2	2	1,907.1	3.3%
6 学校教育系施設	9	25	20,212.0	34.8%
7 子育て支援施設	2	3	2,376.5	4.1%
8 産業系施設	7	49	3,314.3	5.7%
9 公営住宅	6	37	7,290.0	12.6%
10 インフラ関連施設	6	6	257.5	0.4%
11 その他の施設	17	26	4,956.5	8.5%
総計	70	193	58,024.5	100.0%

※令和3年3月末時点

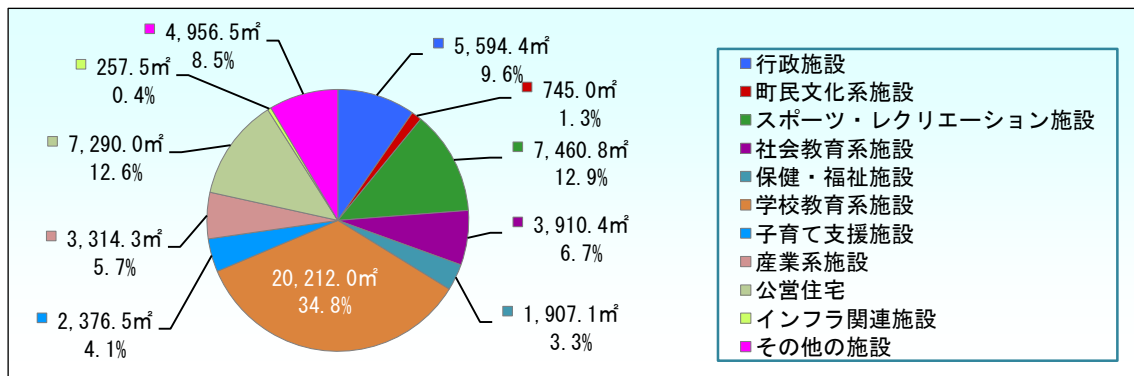


図 2.1.1 用途別公共施設の延床面積とその割合

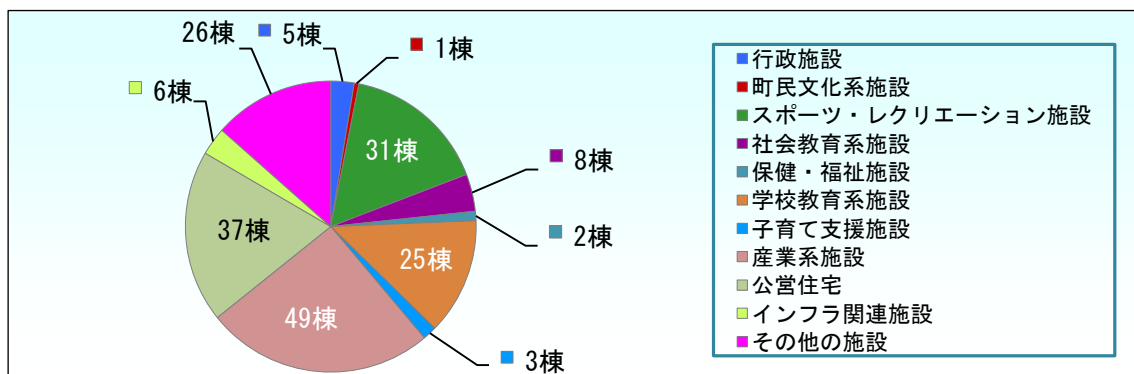


図 2.1.2 用途別公共施設の棟数

(2) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町の人口（国勢調査による令和2年10月1日現在5,264人）1人あたりの公共施設の延床面積は、11.0㎡/人となっています。

また、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」による、全国の市町村における1人あたりの公共施設延床面積平均3.22㎡/人に比べて、約3.4倍となっています。

表 2.1.3 用途別の1人あたりの延床面積

施設の用途	延床面積(㎡)	1人あたり延床面積(㎡/人)
1 行政施設	5,594.4	1.1
2 町民文化系施設	745.0	0.1
3 スポーツ・レクリエーション施設	7,460.8	1.4
4 社会教育系施設	3,910.4	0.7
5 保健・福祉施設	1,907.1	0.4
6 学校教育系施設	20,212.0	3.8
7 子育て支援施設	2,376.5	0.5
8 産業系施設	3,314.3	0.6
9 公営住宅	7,290.0	1.4
10 インフラ関連施設	257.5	0.1未満
11 その他の施設	4,956.5	0.9
総計	58,024.5	11.0

※令和3年3月末時点

また、東北地方における類似団体※と、1人あたりの公共施設保有面積を比較しました。東北地方の類似団体における平均値よりやや低めですが、福島県内の類似団体の平均値と比べるとやや高めといえます。

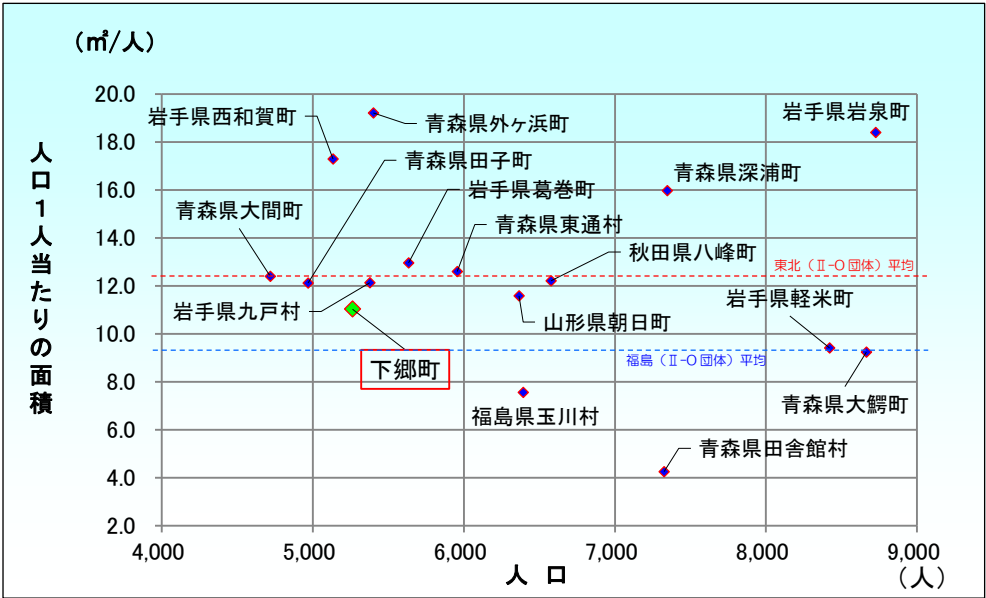


図 2.1.3 1人あたり公共施設保有面積の比較

出典：「公共施設状況調経年比較表 市町村経年比較表（平成18年度～令和元年度）（総務省）」より令和元年度施設保有面積を抽出し、人口1人当たりの面積を算出、（下郷町の延床面積は表2.1.2より）
人口は「令和2年 国勢調査（総務省）」より

※「類似団体一覧表（総務省 令和元年度）」より東北地方の「町村Ⅱ-0」団体を抽出

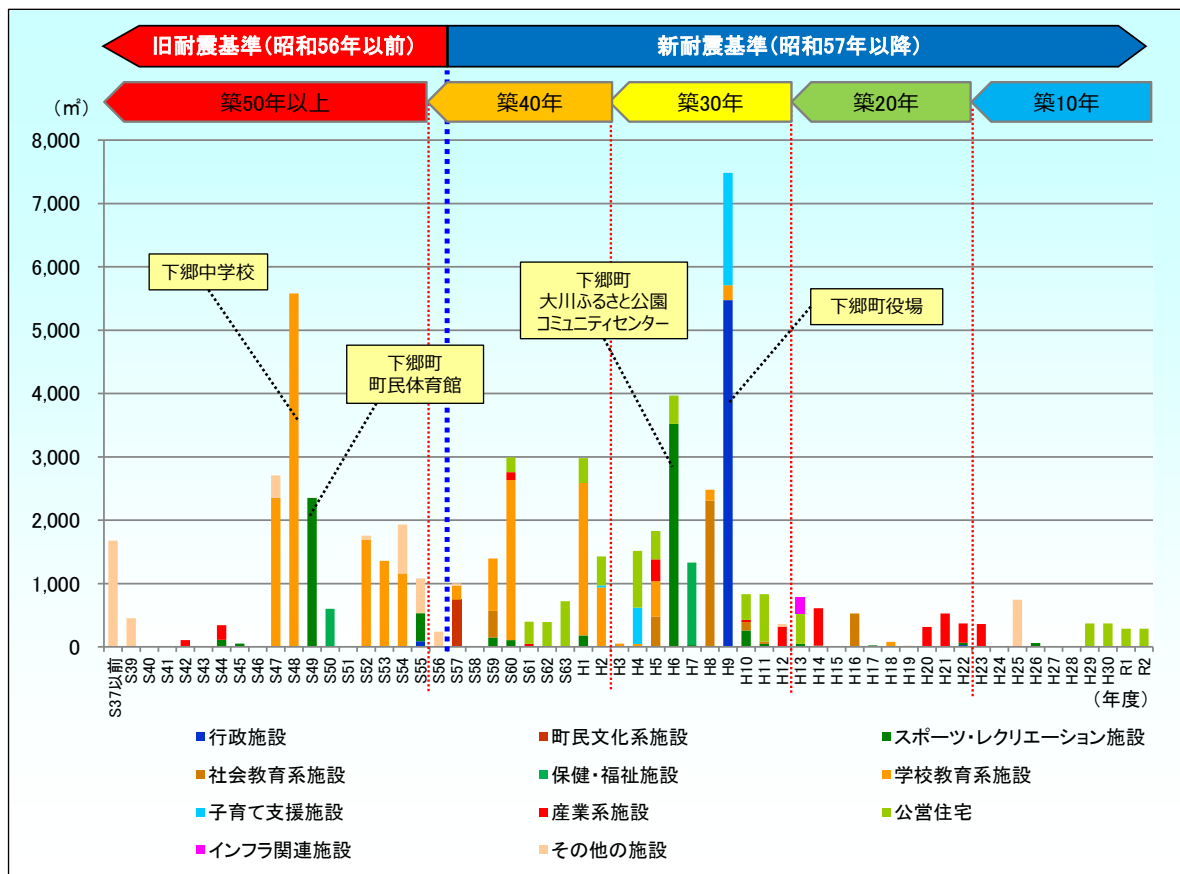
2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、昭和47年度以降に建築した公共施設を多く保有しており、旧耐震基準の昭和56年（1981年）度以前に建てられた建物は、全体の延床面積の36.6%を占めています。

昭和48年度と昭和49年度は公共施設整備のピークで、学校教育系施設や行政施設など大規模な施設が集中して整備されました。また、昭和37年度以前の建築物には元大松川分校や元中妻分校など、現在は体験施設やボランティア活動拠点として再利用されている建築物が多く見られます。今後、施設の大規模改修や建替えの必要性が集中して発生することが見込まれます。

本町の公共施設における建築年度別の延床面積整備状況は、下図のとおりです。



(2) 経過年数の状況

公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要になると一般的にいられています。よって、建築後30年以上を目安に施設の老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、「町民文化系施設」が全て30年以上経過しており、他の施設と比べて老朽化が目立っています。その他では、「学校教育系施設」、「その他の施設」の8割以上が30年以上経過した建物で占められています。

全体で見ると、延床面積比で54.5%の施設が30年以上を経過しており、老朽化が進みつつあります。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況

施設の用途	築30年以上経過		築30年未満 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	比率 (%)		
1 行政施設	91.8	1.6%	5,502.6	5,594.4
2 町民文化系施設	745.0	100.0%	0.0	745.0
3 スポーツ・レクリエーション施設	3,394.6	45.5%	4,066.2	7,460.8
4 社会教育系施設	423.2	10.8%	3,487.2	3,910.4
5 保健・福祉施設	603.0	31.6%	1,304.1	1,907.1
6 学校教育系施設	19,114.9	94.6%	1,097.1	20,212.0
7 子育て支援施設	33.1	1.4%	2,343.3	2,376.5
8 産業系施設	515.3	15.5%	2,799.0	3,314.3
9 公営住宅	2,550.8	35.0%	4,739.2	7,290.0
10 インフラ関連施設	0.0	0.0%	257.5	257.5
11 その他の施設	4,158.4	83.9%	798.1	4,956.5
総計	31,630.2	54.5%	26,394.3	58,024.5

※令和3年3月末時点

更に、建築後 50 年以上を経過している施設の総延床面積は 2,638.4 m² (4.5%) となっており、「スポーツ・レクリエーション施設」、「産業系施設」及び「その他の施設」それぞれの一部施設においては、建替え等の検討を始める必要があるといえます。

表 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積

(m²)

施設の用途		築 50 年以上	築 40～49 年	築 30～39 年	築 30 年未満	計
1	行政施設	0.0	91.8	0.0	5,502.6	5,594.4
2	町民文化系施設	0.0	0.0	745.0	0.0	745.0
3	スポーツ・レクリエーション施設	164.2	2,791.4	439.0	4,066.2	7,460.8
4	社会教育系施設	0.0	0.0	423.2	3,487.2	3,910.4
5	保健・福祉施設	0.0	603.0	0.0	1,304.1	1,907.1
6	学校教育系施設	0.0	12,148.0	6,966.9	1,097.1	20,212.0
7	子育て支援施設	0.0	0.0	33.1	2,343.3	2,376.5
8	産業系施設	340.5	0.0	174.9	2,799.0	3,314.3
9	公営住宅	0.0	0.0	2,550.8	4,739.2	7,290.0
10	インフラ関連施設	0.0	0.0	0.0	257.5	257.5
11	その他の施設	2,133.8	1,983.7	41.0	798.1	4,956.5
総計	延床面積	2,638.4	17,617.9	11,373.9	26,394.3	58,024.5
	割合	4.5%	30.4%	19.6%	45.5%	100.0%

※令和 3 年 3 月末時点

※インフラ関連施設には、後述する大内農業集落排水処理施設を含む

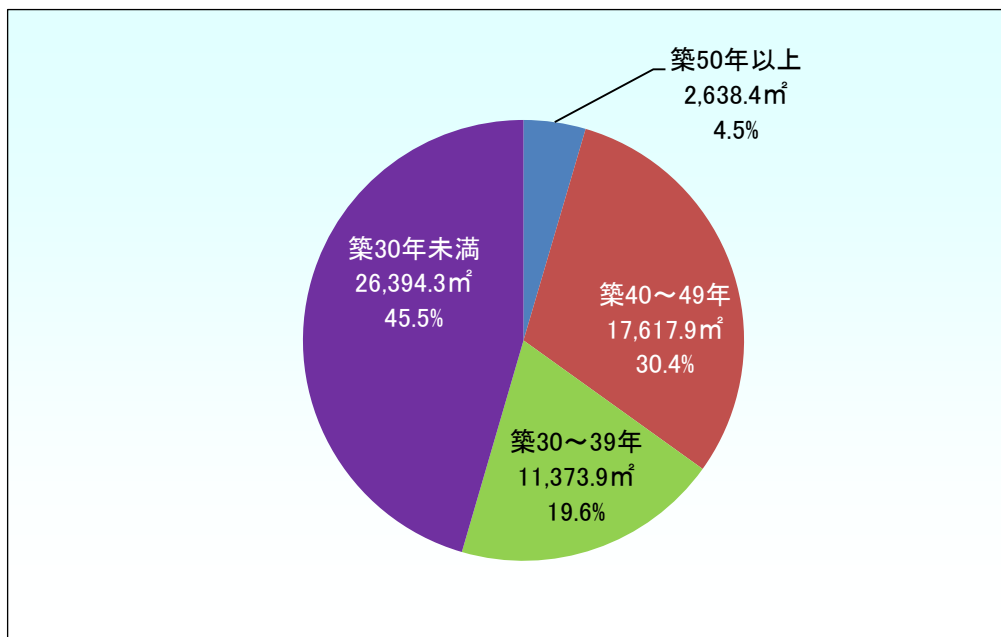


図 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積

※令和 3 年 3 月末時点

(3) インフラ施設の状況

インフラ施設（道路、橋梁、シェッド、簡易水道施設、農業集落排水施設）においても、老朽化の状況に応じた更新・修繕が必要となります。

① 道路・橋梁・シェッドの整備状況

本町における道路の総延長は490,177m、総面積は1,962,807㎡となっています。橋梁は124橋を保有しており、総延長は1,970.4m、面積は7,313.7㎡となっています。シェッドは1施設保有しており、延長は189.0mとなっています。

② 簡易水道施設の整備状況

本町における簡易水道施設としては、水道管路が102,218m、配水池、減圧弁等が56箇所整備されています。

③ 農業集落排水施設の整備状況

本町における農業集落排水施設としては、下水管路が1,251m、処理場等が1施設整備されています。

表 2.2.3 インフラ施設の整備状況 (令和3年3月末時点)

インフラ施設	区分	数量			原典資料等
		延長 (m)	面積 (㎡)	箇所数等	
1 道路	町道	391,118	1,589,688	—	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
	農道	1,575	6,075	—	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
	林道	97,484	367,044	—	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
	合計	490,177	1,962,807	—	
2 橋梁	町道	1,836.6	6,713.3	113 橋	・下郷町橋梁長寿命化修繕計画書（H30.3改訂） ・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
	農道	—	—	—	—
	林道	133.8	600.4	11 橋	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月） ・林道施設長寿命化修繕計画（R2年度）
	合計	1,970.4	7,313.7	合計：124 橋	
3 シェッド	沼尾シェッド （町道沼尾線）	189.0	—	1 施設 （4形式）	・下郷町シェッド長寿命化計画（H30年度）
4 簡易水道施設	管路	102,218	—	—	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
	配水池、減圧弁等	—	—	56 箇所	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
5 農業集落排水施設	管路	1,251	—	—	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）
	大内農業集落排水 処理施設（建屋）	—	257.5	1 施設	・個別施設計画ヒアリングシート等（R3年9月）

(4) 建物の耐震化の状況

本町の公共施設においては、旧耐震基準の施設のうち耐震改修が必要な施設が、延床面積比で5.3%存在しています。

表 2.2.4 耐震化実施状況（建物）

区 分		延床面積（㎡）	割合（％）
新耐震基準適合（耐震改修不要）（A）		37,265.2 ㎡	64.2%
旧耐震基準	耐震改修実施済（B）	7,723.0 ㎡	13.3%
	耐震改修工事不要（C）	9,940.2 ㎡	17.1%
	要耐震改修・未実施	3,096.2 ㎡	5.3%
計		58,024.5 ㎡	100.0%
耐震化対応済（A）+（B）+（C）		54,928.4 ㎡	94.7%

（令和3年3月末時点）

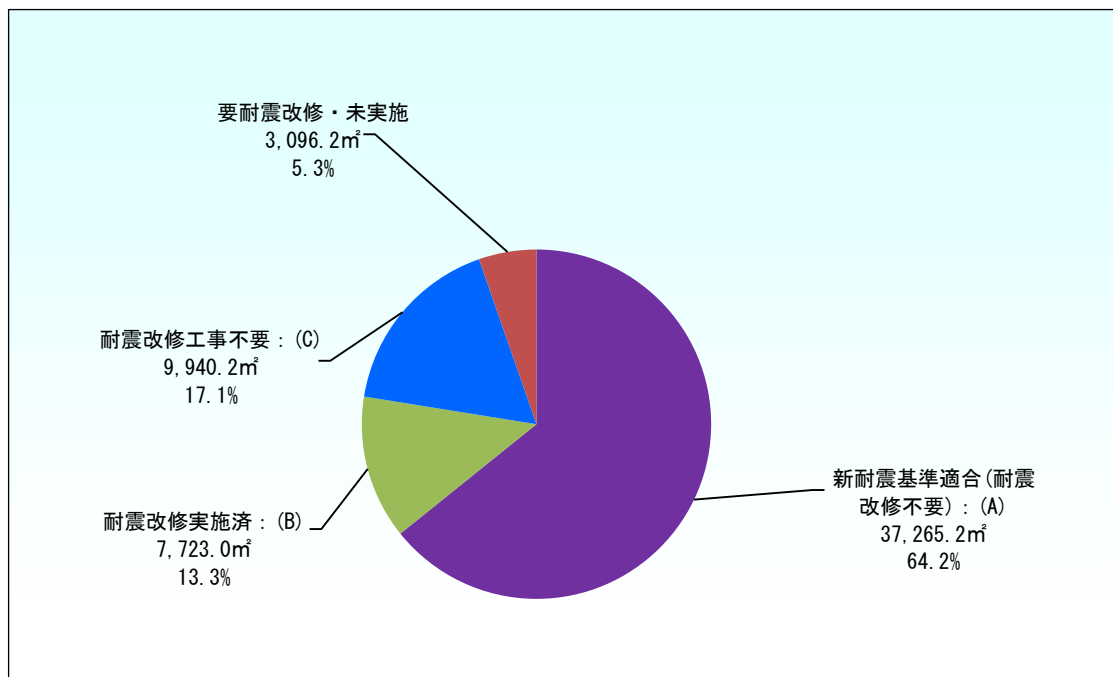


図 2.2.3 耐震化実施状況（建物）

（令和3年3月末時点）

3. 公共施設保有量の推移等

(1) 有形固定資産（建物）減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率※は、有形固定資産（建物）の法定耐用年数に対する経過状況を把握することができるため、老朽化状況を把握するための指標の一つとなります。よって、同減価償却率が100%に近づくほど、老朽化が進んでいる可能性が高いことを意味しています。

本町の建築物系公共施設における有形固定資産減価償却率の推移は、次のとおりです。

表 2.3.1 有形固定資産原価償却率（平均値）の推移

施設用途		施設用途別の有形固定資産減価償却率（％）				
		H27	H28	H29	H30	R1
1	行政施設	53.1	55.6	57.6	59.5	61.5
2	町民文化系施設	81.3	84.1	85.1	86.1	87.1
3	スポーツ・レクリエーション施設	94.0	95.4	96.5	97.7	98.8
4	社会教育系施設	57.1	59.9	61.9	63.9	65.8
5	保健・福祉施設	77.0	78.3	79.7	81.0	82.4
6	学校教育系施設	66.9	69.0	70.9	72.5	73.9
7	子育て支援施設	59.9	61.0	62.1	63.2	64.3
8	産業系施設	44.5	48.9	52.5	55.9	59.3
9	公営住宅	84.0	85.7	87.5	89.2	88.3
10	インフラ 関連施設					
	簡易水道施設	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業集落排水 施設	20.3	23.0	25.7	28.4	31.1
11	その他の施設	88.7	89.4	90.0	90.6	91.3

※有形固定資産原価償却率は「減価償却累計額÷再調達価額」で算出されます。

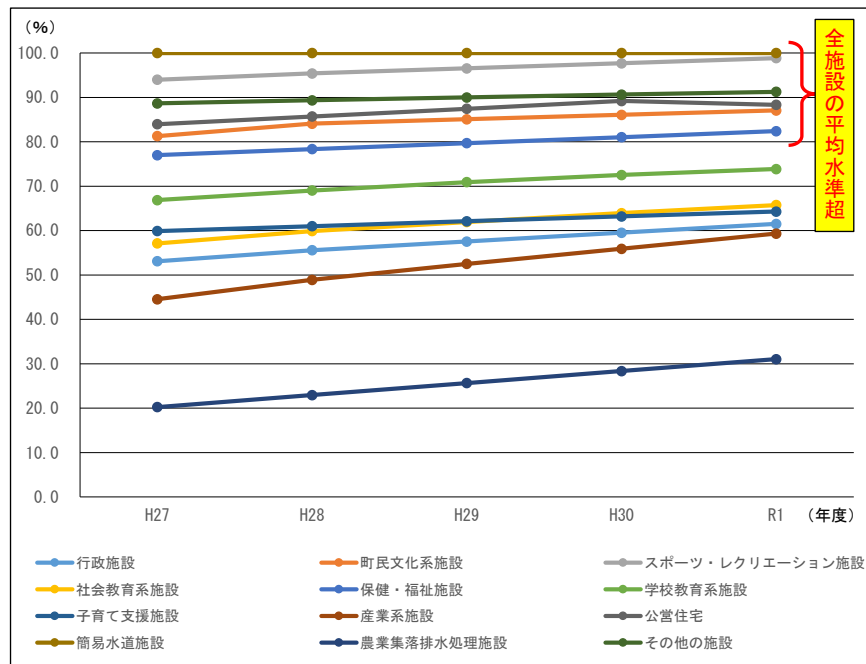


図 2.3.1 有形固定資産減価償却率（平均値）の推移

令和元年度時点において施設全体の減価償却率（74.8％）を超えている施設分類は、町民文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、公営住宅、簡易水

道施設、その他の施設です。これらの施設は総じて、他の施設より物理的な老朽化が進行している可能性が高い施設の用途といえます。

(2) 過去に行った対策等の実績

本町における、平成27年度以降に解体または建替えを行った施設は次のとおりです。

表 2.3.2 過去に行った解体の実績

解体年度	施設用途	施設名	建物名	延床面積 (㎡)
H29	公営住宅	公営住宅姫川団地	3号棟	390.73
"	"	"	4号棟	370.16
R1	"	"	1号棟	394.32
"	"	"	2号棟	373.75

表 2.3.3 過去に行った建替の実績

建替年度	施設用途	施設名	建物名	延床面積 (㎡)
H29	"	"	G棟	186.47
"	"	"	H棟	186.47
H30	公営住宅	公営住宅姫川団地	E棟	186.47
"	"	"	F棟	186.47
R1	"	"	C棟	143.63
"	"	"	D棟	143.63
R2	"	"	A棟	143.63
"	"	"	B棟	143.63

(3) 施設保有量の推移

本町における、平成27年度以降の施設保有量(延床面積)の推移は下記のとおりです。

姫川団地の解体及び建替の実績に伴い、平成29年度以降に公営住宅の増減が生じています。

表 2.3.4 施設保有量の推移

施設の用途	年度ごとの施設保有量 (㎡)					
	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1 行政施設	5,594.4	5,594.4	5,594.4	5,594.4	5,594.4	5,594.4
2 町民文化系施設	745.0	745.0	745.0	745.0	745.0	745.0
3 スポーツ・レクリエーション施設	7,460.8	7,460.8	7,460.8	7,460.8	7,460.8	7,460.8
4 社会教育系施設	3,910.4	3,910.4	3,910.4	3,910.4	3,910.4	3,910.4
5 保健・福祉施設	1,907.1	1,907.1	1,907.1	1,907.1	1,907.1	1,907.1
6 学校教育系施設	20,212.0	20,212.0	20,212.0	20,212.0	20,212.0	20,212.0
7 子育て支援施設	2,376.5	2,376.5	2,376.5	2,376.5	2,376.5	2,376.5
8 産業系施設	3,314.3	3,314.3	3,314.3	3,314.3	3,314.3	3,314.3
9 公営住宅	7,498.6	7,498.6	7,110.6	7,483.6	7,002.7	7,290.0
10 インフラ関連施設	257.5	257.5	257.5	257.5	257.5	257.5
11 その他の施設	4,956.5	4,956.5	4,956.5	4,956.5	4,956.5	4,956.5
合計	58,233.1	58,233.1	57,845.1	58,218.1	57,737.2	58,024.5

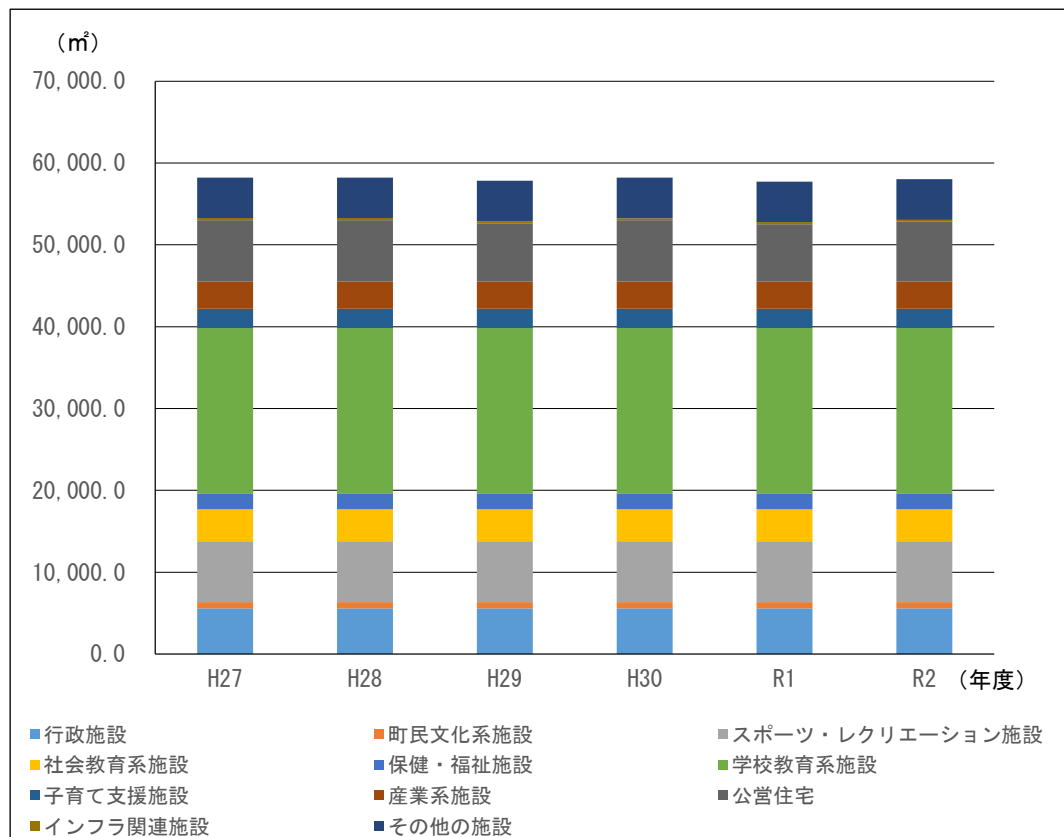


図 2.3.2 施設保有量の推移

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

本町の公共施設は老朽化と共に、今後一斉に更新や大規模改修の時期を迎えるものと見込まれることから、今後40年間に於ける公共施設等の更新費用を算出しました。

1. 公共施設等の投資的経費の内訳

令和元年度の決算書によると、公共施設等に係る投資的経費は約7.6億円です。最近5か年の平均は約6.5億円となっています。この6.5億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見通し額として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の算出結果と比較することとします。

下記に、本町における過去5年間の投資的経費の推移を示します。

表 3.1.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

事業区分	H27	H28	H29	H30	R1	5年間の平均
公共施設事業	111.0	210.0	318.1	178.9	363.6	236.3
道路(町道)事業	197.8	289.4	325.2	279.9	257.4	269.9
橋梁(町道)事業	51.6	105.7	151.7	97.8	89.3	99.2
農道事業	15.2	20.3	15.6	9.0	28.9	17.8
林道事業	16.5	19.2	21.5	50.8	21.6	25.9
簡易水道事業	7.0	7.3	4.1	4.5	3.3	5.2
農業集落排水施設事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0
計	399.1	651.9	836.2	620.9	764.1	654.3

出典：下郷町決算書（下郷町統合インフラマネジメント計画より）

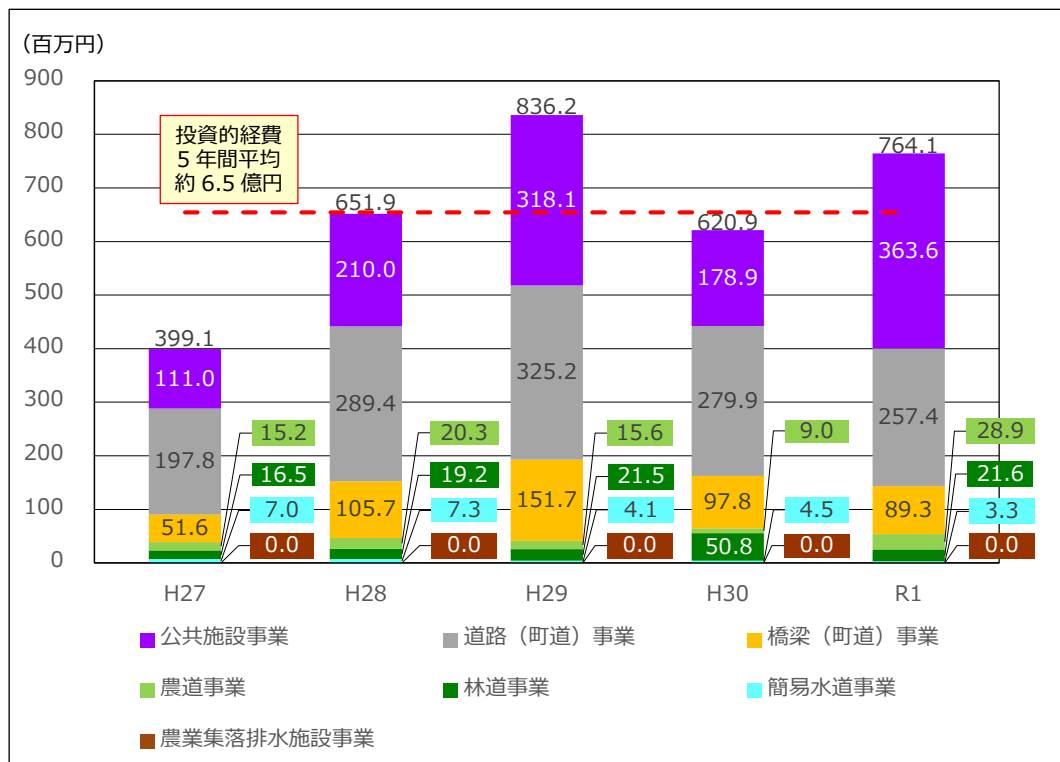


図 3.1.1 公共施設等に対する投資的経費の推移

出典：下郷町決算書（下郷町統合インフラマネジメント計画より）

2. 中長期的な経費の見込み額の算出方法について

本計画における中長期的な経費の見込み額（以下、「将来コスト」という。）の掲載に当たっては、本町では既に「下郷町統合インフラマネジメント計画」において、本町が保有する公共施設等における将来コストを算出しているため、同計画における算出結果を再掲します。

（1）建築物における中長期的な経費の見込み額算出方法

ア）算出方法概要

文部科学省が公表している「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月）」（以下、「解説書」という。）及び同解説書に付属する将来コストを算出する「解説書付属ソフト」により、建築物に係る将来コストを算出しました。

解説書付属ソフトでは、建物を建築後 50 年間使用する前提の「従来型」と 80 年間使用する前提の「長寿命化型」と呼ばれる 2 種類の将来コストが算出可能です。学校施設長寿命化計画（個別施設計画）及び公共施設長寿命化計画（個別施設計画）では、それぞれの費用算出方法に加え、長寿命化型の算出結果に対して、将来の建物の方針や今後 10 年間ににおける現実的な事業予算を見込んだ「施設適正化型」による算出を実施しています。

本計画においては、「従来型」を「耐用年数で単純更新する場合」に、「施設適正化型」を「長寿命化等対策を講じる場合」として適用します。

イ）建物における将来コスト算出の考え方（従来型＝耐用年数で単純更新する場合）

解説書に準拠した、「従来型（耐用年数で単純更新する場合）」による算出の考え方は次のとおりです。

- ・ 改築周期：建築後 50 年で、現状の延床面積を維持したまま改築します。また、工事費は 2 年間に均等配分します。
- ・ 改築単価：建物の種類に関係なく、330,000 円/㎡とします。
- ・ 大規模改造周期：20 年目と 40 年目に、現状の延床面積に対し単年度で工事を実施します。20 年以上経過した建物は 40 年目のみ計上します。
- ・ 大規模改造単価：建物の種類に関係なく、82,500 円/㎡（改築単価の 25%）とします。

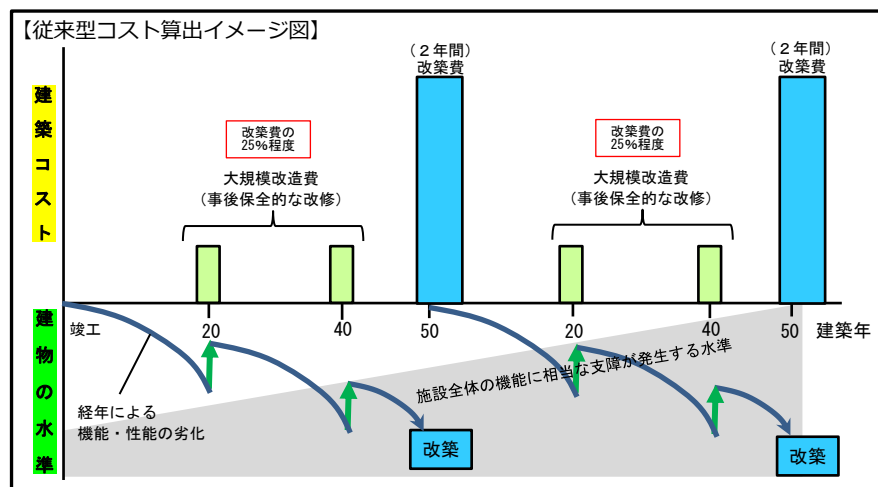


図 3.2.1 従来型コスト算出の考え方

資料 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

ウ)建物における将来コスト算出の考え方(施設適正化型＝長寿命化等対策を講じる場合)

施設適正化型は、解説書による長寿命化型の考え方に対し、各施設の方針等を踏まえた維持更新計画を踏まえて将来コストを算出したものです。

解説書に準拠した、将来コスト(長寿命化型)算出の考え方は次のとおりです。

- ・改築 : 建築後 80 年後まで建物を使用し、改築するものとします。なお、学校施設のうち、校舎改築時の延床面積率は 60% に設定します。
- ・改築単価 : 表 3.2.1 に従います。
- ・長寿命化改修 : 建築後 40 年目に、現状の延床面積で改修を実施し、2 年間に工事費を均等配分します。
- ・長寿命化改修単価 : 198,000 円/㎡(改築単価の 60%) とします。
- ・大規模改造 : 建築後 20 年目と 60 年目に、現状の延床面積により単年度で工事を実施するものとします。
- ・大規模改造単価(校舎) : 82,500 円/㎡(改築単価の 25%) とします。
- ・大規模改造単価(体育館) : 72,600 円/㎡(改築単価の 22%) とします。
- ・部位修繕 劣化状況評価「C」: 今後 10 年以内に部位修繕を実施します。
劣化状況評価「D」: 今後 5 年以内に部位修繕を実施します。
(改築・長寿命化改修・大規模改造を今後 10 年以内に実施する場合を除きます。)
- ・部位修繕単価 : 施設用途別かつ部位ごとに定められた、改築単価の 3.0% から 5.6% とします。

注)「試算上の区分」の設定が「改築」の場合は、改築等周期は従来型算出の周期と同じ条件です。

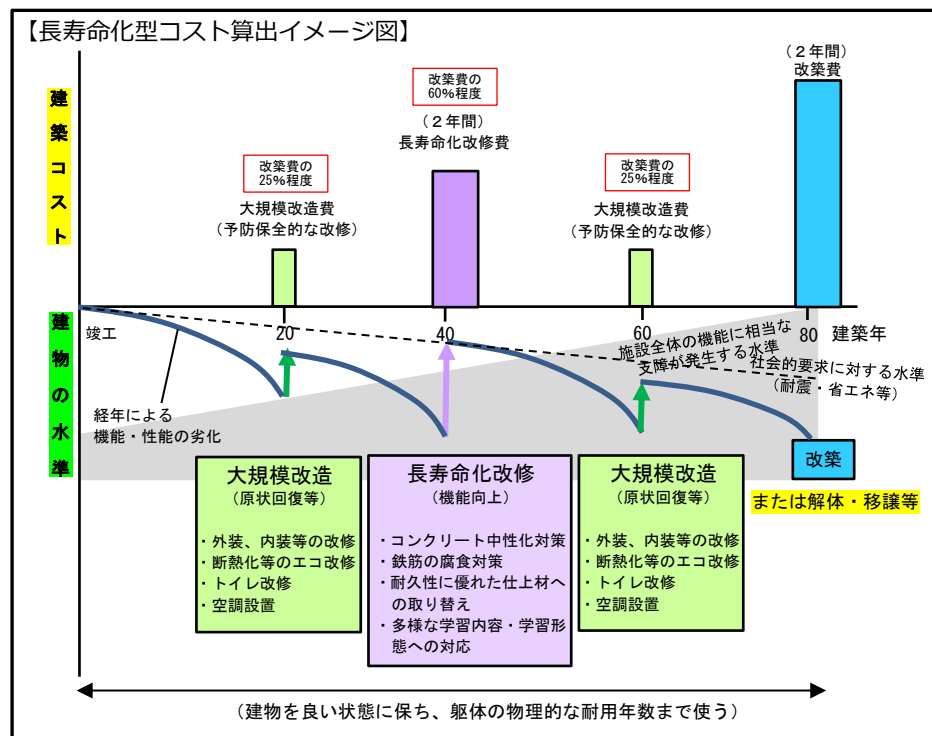


図 3.2.2 長寿命化型コスト算出の考え方

資料：学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成 29 年 3 月 文部科学省）より

表 3.2.1 施設分類別の改築単価

分類	改築単価
1 行政施設	40 万円/㎡
2 町民文化系施設	40 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
4 社会教育系施設	40 万円/㎡
5 保健・福祉施設	36 万円/㎡
6 学校教育系施設	33 万円/㎡
7 子育て支援施設	33 万円/㎡
8 産業系施設	40 万円/㎡
9 公営住宅	28 万円/㎡※
10 インフラ関連施設	36 万円/㎡
11 その他の施設	36 万円/㎡

※公営住宅は「町営住宅長寿命化計画」により算出しているため、参考値として掲載

更に、図 3.2.2 の考え方に加え、施設ごとの方針※を踏まえ、除却（解体や譲渡等）する建物は建替えしない等の条件を設定した算出方法が「施設適正化型（＝長寿命化等対策を講じる場合）」による算出方法です。

※ 施設ごとの個別の方針については、建物に係る長寿命化計画（個別施設計画）を参照してください。

エ) 町営住宅・大川ふるさと公園における将来コスト算出方法

町営住宅、大川ふるさと公園の建物に係る将来コストは、それぞれの長寿命化計画に基づき算出しました。

（2）インフラ施設における中長期的な経費の見込み額算出方法

ア) 算出方法概要

インフラ施設についても、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定している場合がありますが、上記公共施設のように3パターンによる算出は行っていません。

本計画において、従来型や計画前（対症療法型）による算出パターンを「耐用年数で単純更新する場合」、施設適正化型や計画適用後による算出パターンを「長寿命化等対策を講じる場合」と定義し、この2パターンにより将来コストを整理し、長寿命化等対策を講じる場合における費用の縮減効果に触れることとします。

長寿命化修繕計画を立てていない場合、または、耐用年数で単純更新する場合の将来コストが分からない場合は、平成26年当時に総務省が示した、公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年版（一財）地域総合整備財団）に基づき算出します。

イ) 公共施設等更新費用試算ソフト仕様書に基づく将来コストの算出方法

① 道路（町道・農道・林道の舗装部）

（A）道路の耐用年数

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されることから年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し算出します。舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12年から20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していく

と仮定します。

◆道路の耐用年数は「15年」とします。

(B) 道路（町道、農道、林道の舗装部）の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示される平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除して算出されたものから設定します。道路の更新単価について、下表に示します。

表 3.2.2 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	町道、農道、林道	4,700 円/㎡

② 橋梁（町道、農道、林道の橋梁）

(A) 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、構造別の更新単価を乗じて更新費用を算出します。

◆橋梁の更新年数は法定耐用年数の「60年」を経た年度に更新します。

(B) 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事実績（道路橋年報）より下表のとおりを設定します。なお、本算出においては、町道、農道並びに林道の更新単価は同じ額に設定します。

表 3.2.3 橋梁の更新単価

分類	構造	単価
橋梁	P C（プレストレスト・コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	R C（鉄筋コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	鋼橋	50.0 万円/㎡
	その他	42.5 万円/㎡

③ 簡易水道施設（配水管等の管路）

(A) 簡易水道施設の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。

浄水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

◆簡易水道施設（管路）の耐用年数は「40年」とします。

(B) 簡易水道施設（管路）の更新単価の設定

簡易水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査

報告書（平成23年3月 総務省）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における上水道の管径別単価を参照し設定します。簡易水道施設（管路）の更新単価について次に示します。

表 3.2.4 簡易水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
簡易水道 導水管及び送水管	～300mm未満	10.0 万円/m
簡易水道 配水管	～150mm以下	9.7 万円/m
	～200mm以下	10.0 万円/m

④ 農業集落排水施設（管路）

(A) 農業集落排水施設（管路）の更新

農業集落排水施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で除した面積を1年間で更新していくと仮定します。

污水处理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

◆農業集落排水施設（管路）の耐用年数は「50年」とします。

(B) 農業集落排水施設（管路）の更新単価の設定

農業集落排水施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における下水道の管種別単価、管径別単価を参照し設定します。

農業集落排水施設（管路）の更新単価について次に示します。

表 3.2.5 農業集落排水施設（管路）の更新単価

区分	管径	単価
農業集落排水施設 （管路）	250mm未満	6.1 万円/m
	251～500mm未満	11.6 万円/m

(3) 各施設の個別施設計画の策定状況と将来コスト算出方法の関係について

各施設の個別施設計画策定状況と、将来コスト算出方法の関係性を次にまとめます。

表 3.2.6 各種個別施設計画と将来コスト算出パターン

施設分類		基準とする 個別施設計画	中長期的な経費の見込み額算出方法	
			耐用年数で単純更新する場合 (従来型、計画前、対症療法型 による算出)	長寿命化等対策を講じる場合 (施設適正化型、計画後、予防保 全型による算出)
建築系公共施設	学校教育系施設	学校施設長寿命化計画（個別施設計画）	従来型	施設適正化型
	公営住宅	町営住宅長寿命化計画	「計画前周期」による算出	「計画後周期」による算出
	上記以外の建築系施設※	公共施設長寿命化計画（個別施設計画）	従来型	施設適正化型
大川ふるさと公園		大川ふるさと公園施設長寿命化計画	「当初案ＬＣＣ」に基づく算出	「平準化案ＬＣＣ」に基づく算出
インフラ施設	町道	道路部	統合インフラマネジメント計画	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法
		橋梁	下郷町橋梁長寿命化修繕計画更新（第 2 期計画）	事後保全型維持管理類型コスト
		シェッド	下郷町シェッド長寿命化修繕計画書	「対症療法型」による算出
	農用施設	農道	統合インフラマネジメント計画	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法
		ため池	統合インフラマネジメント計画	見込まない（少額のため）
		堰	統合インフラマネジメント計画	見込まない（少額のため）
	林道施設等	道路部	統合インフラマネジメント計画	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法
		橋梁等	林道施設長寿命化修繕計画（個別施設計画）	「事後保全型」による算出方法
	簡易水道施設		統合インフラマネジメント計画	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法
	農業集落排水施設		統合インフラマネジメント計画	平成 26 年当時に総務省が示したコスト算出方法

※学校教育系施設及び公営住宅、インフラ施設の建屋等を除く建築系公共施設を指します。

3. 中長期的な経費の見込み額の算出

統合インフラマネジメント計画で取りまとめた、将来の更新・維持管理にかかるコストの見込み額は次のとおりです。

(1) 中長期的な経費の見込み（耐用年数で単純更新した場合）

個別施設計画の方針を反映しない「耐用年数で単純更新した場合」における、全ての公共施設等における今後40年間の更新等にかかる将来コストは、次のとおりです。

【中長期的な費用の見込み（耐用年数で単純更新した場合）結果】

① 全ての公共施設等

◆全ての公共施設等の更新に将来充当可能な経費：年間約6.5億円

◆年間更新費用：約18.8億円（40年間総額：約751.1億円）

◆年間不足額：18.8億円－6.5億円＝約12.3億円不足

表3.3.1 中長期的な経費の見込み算出結果（耐用年数で単純更新した場合）（億円）

算出期間 公共施設等区分		当初10年間 (R3～12)	11～20年目 (R13～22)	21～30年目 (R23～32)	31～40年目 (R33～42)	合計	年間 平均
建築物系 公共施設	学校施設等※1	62.51	35.71	32.27	15.44	145.92	3.65
	公営住宅※2	10.64	3.07	11.70	4.72	30.14	0.75
	公共施設※3	24.86	18.76	46.38	16.27	106.28	2.66
大川ふるさと公園※4		9.45	15.64	9.47	10.90	45.46	1.14
町道	道路部のうち舗装※5	49.81	49.81	49.81	49.81	199.24	4.98
	橋梁※6	5.69	27.37	28.79	8.82	70.67	1.77
	シェッド※7	0.16	0.06	0.16	1.60	1.98	0.05
農業用施設等※5		0.21	0.21	0.21	0.21	0.84	0.02
林道施設等	道路部	11.50	11.50	11.50	11.50	46.00	1.15
	橋梁※8	0.60	0.34	0.05	0.13	1.11	0.03
簡易水道施設※5		25.55	25.55	25.55	25.55	102.22	2.56
農業集落排水施設※5	管路※5	0.00	0.00	0.76	0.00	0.76	0.02
	建屋※5	0.26	0.26	0.00	0.31	0.82	0.02
合計		200.84	189.10	217.76	143.36	751.06	18.78

各合計値について：小数点以下の端数処理の関係で各合計値が合わない場合があります。

※1：学校施設等長寿命化計画より引用

※2：町営住宅長寿命化計画より引用

※3：公共施設長寿命化計画より引用

※4：大川ふるさと公園施設長寿命化計画より引用

※5：本計画において、総務省方式にて費用を算出

※6：橋梁長寿命化修繕計画より引用

※7：シェッド長寿命化修繕計画より引用

※8：林道施設長寿命化修繕計画より引用

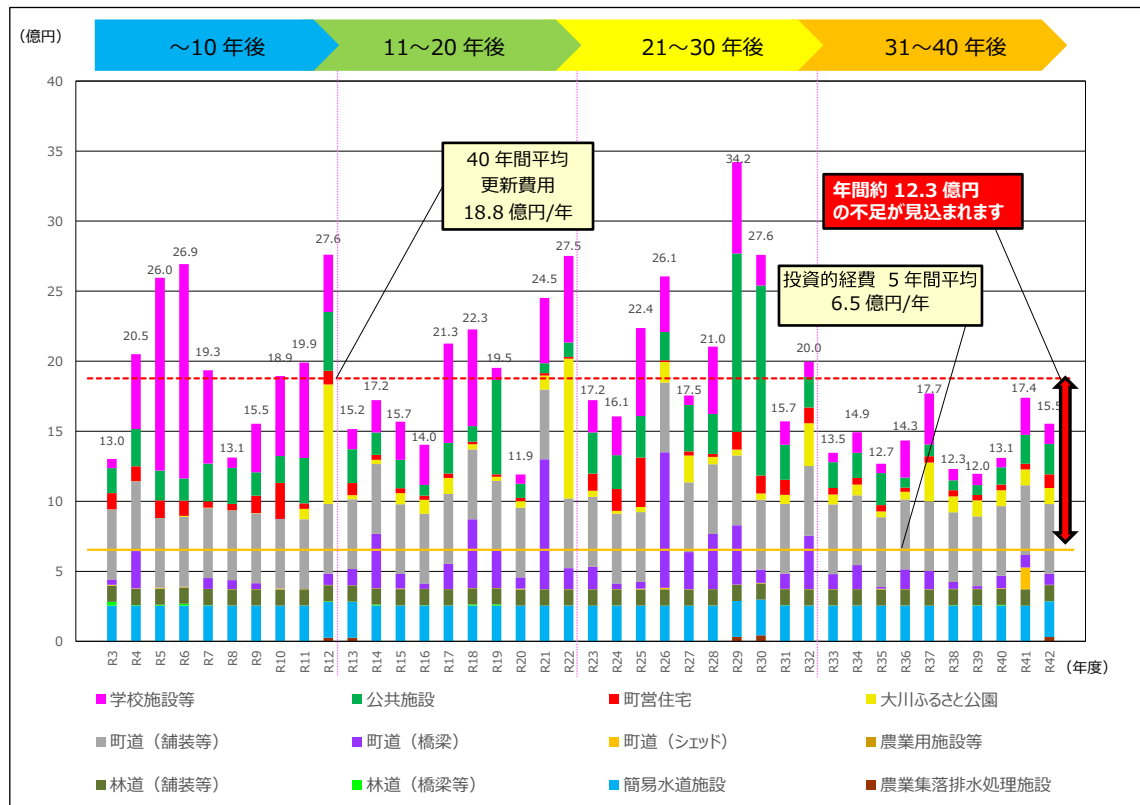


図 3.3.1 中長期的な経費の見込み算出結果（耐用年数で単純更新した場合）

(2) 中長期的な経費の見込み（長寿命化等対策を講じた場合）

個別施設計画の方針を反映した「長寿命化等対策を講じた場合」における、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に掛かる費用の見通し額は、次のとおりです。

【中長期的な費用の見込み（長寿命化等対策を講じた場合）結果】

① 全ての公共施設等

◆全ての公共施設等の更新に将来充当可能な経費：年間約6.5億円

◆年間更新費用：約10.5億円（40年間総額：約419.4億円）

◆年間不足額：10.5億円－6.5億円＝約4.0億円不足

表3.3.2 中長期的な経費の見込み算出結果（長寿命化等対策を講じた場合）（億円）

算出期間 公共施設等区分		当初10年間 (R3～12)	11～20年目 (R13～22)	21～30年目 (R23～32)	31～40年目 (R33～42)	合計	年間 平均
建築物系 公共施設	学校施設等※1	28.62	23.92	16.82	38.66	108.02	2.70
	公営住宅※2	5.73	3.90	7.32	5.73	22.69	0.57
	公共施設※3	13.85	34.75	11.34	21.65	81.59	2.04
大川ふるさと公園※4		10.43	15.64	9.47	10.90	46.44	1.16
町道	道路部のうち舗装※5	26.99	26.99	26.99	26.99	107.96	2.70
	橋梁※6	7.38	7.75	7.77	7.79	30.68	0.77
	シェッド※7	0.16	0.13	0.47	1.68	2.44	0.06
農業用施設等※5		1.78	1.78	1.78	1.78	7.12	0.18
林道施設等	道路部	2.29	2.50	2.54	2.36	9.68	0.24
	橋梁※8	0.30	0.09	0.05	0.23	0.68	0.02
簡易水道施設※5		0.52	0.52	0.52	0.52	2.08	0.05
農業集落排水施設※5	管路・建屋※5	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計		98.03	116.31	86.23	118.79	419.35	10.48

各合計値について：小数点以下の端数処理の関係で各合計値が合わない場合があります。

※1：学校施設等長寿命化計画より引用

※2：町営住宅長寿命化計画より引用

※3：公共施設長寿命化計画より引用

※4：大川ふるさと公園施設長寿命化計画より引用

※5：本計画にて集計した、対策費用を適用

※6：橋梁長寿命化修繕計画より引用

※7：シェッド長寿命化修繕計画より引用

※8：林道施設長寿命化修繕計画より引用

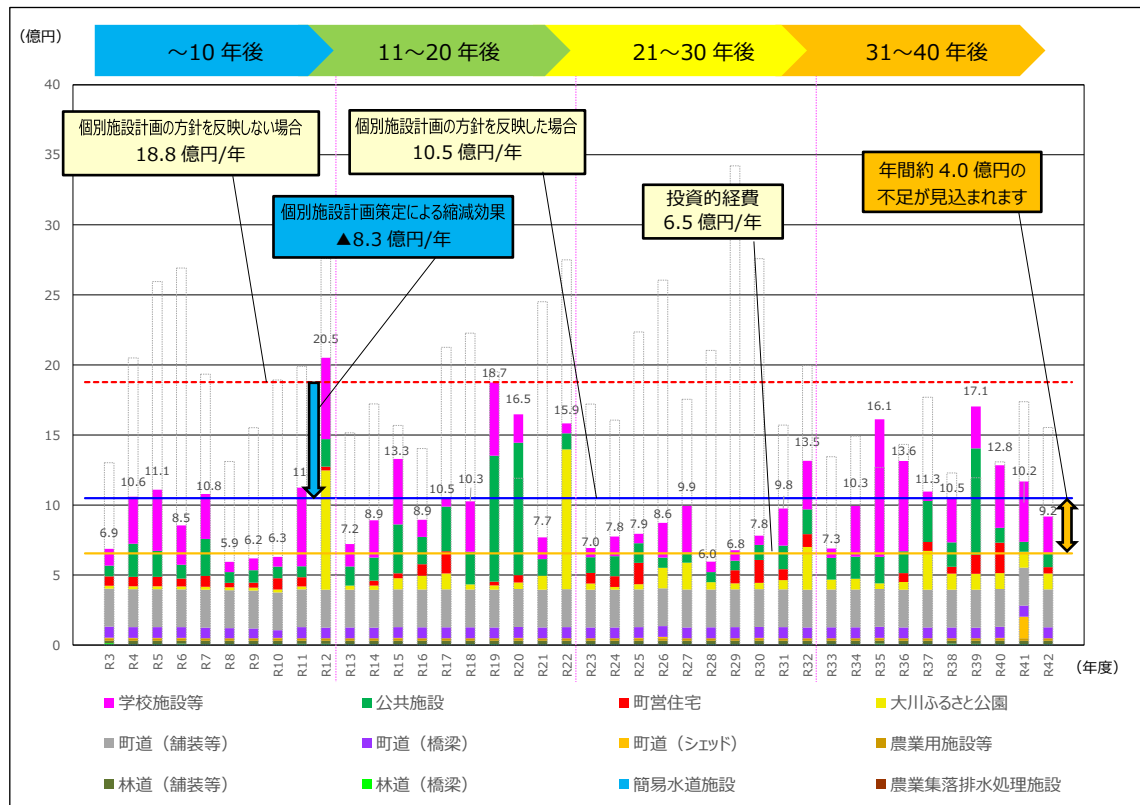


図 3.3.2 中長期的な経費の見込み算出結果（長寿命化等対策を講じた場合）

各施設分野における個別施設計画の考え方にに基づき、長寿命化等の対策を実施した場合の中長期的な費用の見込みを算出した場合は、長寿命化等の対策を行わない場合に比べて1年間あたりで約8.3億円のコスト削減効果が見られます。

一方では、過去の実績から算出した1年間あたりの充当可能財源6.5億円と比較すると、年間約4.0億円の不足が見込まれるため、公共施設等の総量を縮減すると共に、対策に必要な財源の確保に尽力する必要があります。

また、令和12年度、令和19年度から令和22年度、令和35年度から令和39年度は、他年度と比較して事業費が集中することが見込まれます。この時期に実施する事業を、対策の優先度を勘案しつつ前後に振り分けることで事業費の平準化を行い、なるべく事業負担が突出しないようにすることも必要です。

4. 個別施設計画策定による将来コストの縮減効果

前項までに算出した中長期的な経費の見込みを、個別施設計画の方針を反映せずに「耐用年数で単純更新した場合」と、個別施設計画の方針を反映した「長寿命化等対策を講じた場合」を比較することで得られる、個別施設計画を策定した場合における将来コストの縮減効果は次のとおりです。

表 3.4.1 個別施設計画策定による将来コストの縮減効果

将来コスト 算出パターン	40 年間にかかるコスト		1 年間あたりのコスト		長寿命化等対策 を講じた場合に 対する縮減比率 (%)
	費用 (億円)	縮減費 (億円)	費用 (億円)	縮減費 (億円)	
耐用年数で 単純更新した場合	751.1	—	18.8	—	—
長寿命化等対策を 講じた場合	419.4	▲331.7	10.5	▲8.3	55.8 (▲44.2)

建築物系公共施設やインフラ系公共施設それぞれの個別施設計画の策定により、今後 40 年間における将来コスト約 331.7 億円、1 年間あたり約 8.3 億円が縮減できることが予測されます。よって、施設の長寿命化や予防保全による公共施設等の更新・維持管理を目指した、個別施設計画の実行による効果は大きいといえます。

一方では、過去5年間における投資的経費の年平均額が約 6.5 億円という現状から、個別施設計画の方針を反映しても年間約 4.0 億円が不足すると見込まれます。よって、やがて集中的に到来する公共施設等の更新事業全てに対応することは困難といえます。そこで、個別施設計画を実行した上で、更なる公共施設の統廃合やインフラ施設の整理とともに、人口減少に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等、まちづくりの施策と連動した公共施設等の維持管理に係る施策を、中長期的に講じていく必要があります。

5. 公共施設に係る数値目標

(1) 公共施設数の縮減目標

個別施設計画による施設方針に基づき、計画期間内では、次の10施設を縮減(解体等)することを目標とします(候補を含む)。

- ・ 下郷町町民体育館、張平遊園地、大内宿(水車小屋)
- ・ 教員住宅(成岡)、中学校教員住宅(中妻下中平)
- ・ 公営住宅落合団地
- ・ 元豊成分校、元中山分校、元大内分校、雑根雪寒建設機械倉庫

また、稼働率の低い施設の廃止を検討する他、老朽化等の理由により建物を建替える場合は、周辺施設の状態や利用状況等を踏まえ、用途の複合化を行い、不要となる建物を縮減していく検討を進めます。

(2) 公共施設の延床面積縮減目標

計画期間内では、(1)の10施設の延床面積合計4,670.6㎡が縮減できる見込みのため、不要な建物の検討を含めて、5,000㎡の建物縮減を目標とします。

また、今後、学校施設における校舎を建替える際には、人口減少や児童・生徒数の減少に合わせ、延床面積を現状の60%程度の規模で建替えることを前提とすると、学校校舎で5,260㎡ほど縮減できます。また、不要な建物の延床面積を合わせて、今後40年間のうちに11,000㎡以上を縮減する目標を設定します。

(3) トータルコストの縮減目標

長寿命化等対策を講じた場合における将来コストの算出結果に基づき、1年間あたりの充当可能財源6.5億円に対して年間約4.0億円の不足分を解消するために、長寿命化等対策を講じた場合において今後40年間に見込まれる、公共施設の将来更新費用約419.4億円(年間約10.5億円)のうち、約38%を縮減することを目標とします。

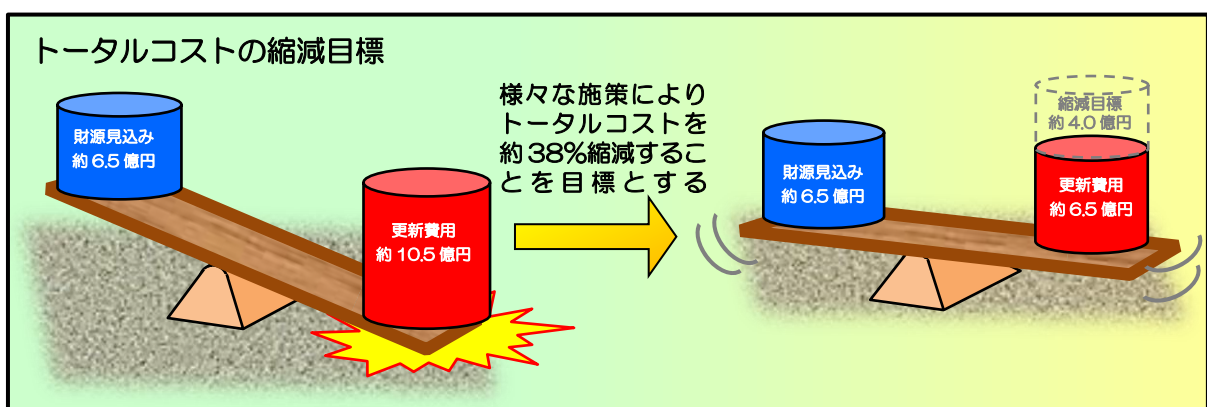


図 3.5.1 トータルコストの平準化イメージ

(4) 平準化に関する目標

計画的な維持・更新管理を行うことで、更新費用が突出する下図青枠内の更新時期を前後にずらし、最大でも1年間あたり10億円程度の事業費となるように平準化することを目標とします。

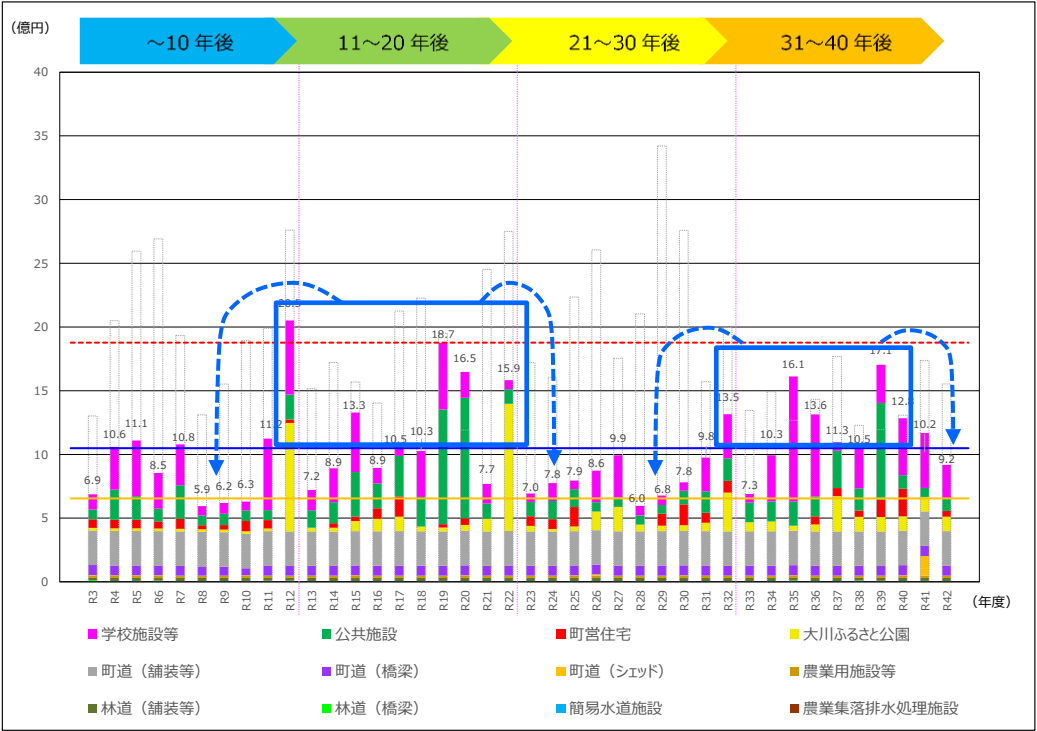


図 3.5.2 将来コストの平準化イメージ

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共施設は、建築後 30 年以上経過した建物の延床面積が全体の 5 割以上あります。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設せずに既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後 40 年間で約 419.4 億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度ごとの費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

（2）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成 27 年の 5,920 人※から令和 22 年には 3,472 人まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が急激に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

※人口ビジョンによる平成 27 年度の推計人口です。平成 27 年国勢調査による人口は 5,800 人です。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

本町の財政状況は、生産年齢人口が今後減少することに伴う税収の減少、高齢社会の進行に伴う扶助費の増加等により一層厳しくなるものと見込まれます。

また、建物の維持・更新費用の実績が年平均 2.4 億円であることにに対し、今後 40 年間では年平均 5.3 億円の費用が必要になることが見込まれることから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能維持を図っていく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う住民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、住民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改修等による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

<品質に関する基本方針>

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点2 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

<供給に関する基本方針>

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

行政サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

＜財務に関する基本方針＞

維持管理費用の適正化

現状の維持管理にかかる費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

① 公共施設

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物の延床面積が全体の5割以上を占めており、大規模改修や建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設においても、大規模改修や更新の時期を続々と迎えることになります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、次の表に示すように「(ア)旧耐震基準」、「(イ)新耐震基準(前期)」、「(ウ)新耐震基準(後期)」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要 件
(ア) 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建物を対象とします。
(イ) 新耐震基準(前期)	新耐震基準に適合するものの、建築後20年を超える建物を対象とします。
(ウ) 新耐震基準(後期)	新耐震基準に適合し、建築後20年以内の建物を対象とします。

(ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている建物については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された建物については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

(イ) 新耐震基準(前期)

建築後20年以上が経過する建物は、大規模改造の実施時期を迎えていることから、建物の劣化状況の把握に基づいた大規模改造の実施の検討を進めます。

(ウ) 新耐震基準(後期)

建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い建物が多いことが見込まれることから、日常点検及び定期点検の実施により、長期使用を前提とした建物の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化状況調査等の実施を検討します。

② インフラ施設

インフラ施設は都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

② インフラ施設

インフラ施設は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

① 公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

② インフラ施設

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ施設の安全性の確保に努めます。

（４）耐震化の実施方針

① 公共施設

本町の公共建築物のうち、耐震性をクリアしていない施設が延床面積比で約５％（下郷町市民体育館）あることから、今後も「福島県耐震改修促進計画」に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

② インフラ施設

インフラ施設は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

（５）長寿命化の実施方針

① 公共施設

公共施設の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら、計画の策定を進めます。

公営住宅については、「下郷町営住宅長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら、計画を推進します。

② インフラ施設

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

（６）複合化・集約化や廃止の推進方針

① 公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用、代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況、運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して、保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

② インフラ施設

今後の社会・経済情勢の変化や町民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

（７）ユニバーサルデザイン化の推進方針

① 公共施設

施設のユニバーサルデザイン化にあたっては、バリアフリー化を初めとした「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサル社会の構築」を目指して、障がい者や高齢者にとどまらない、誰もが利用しやすい施設の整備を推進します。

② インフラ施設

特に道路における歩道の拡幅や段差解消等、歩行空間を快適にし、公共施設や公共交通網へのアクセシビリティを高めるための、一体的なまちづくりを推進します。

（８）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内におけるマネジメント意識の共有を図ります。

② 民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「第6次下郷町総合計画」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP／PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方のことをいいます。

③ 情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民の方に公共施設等の状況を認識いただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設等の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設の現状及び課題等、公共施設等の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

今後、下記の方針を踏まえた町民主体の地域づくりを行います。全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の再建・再配置、利活用に係る運営方針等を検討していくこととなります。

(1) 行政施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 9.6%を占め、下郷町役場、消防車格納庫、備蓄倉庫の3施設（計 5 棟）を保有しています。 ● 備蓄倉庫が築 40 年以上を経過しています。下郷町役場庁舎（平成 9 年 9 月建築）は築後 20 年を超え、冷暖房等電気設備を中心に不具合が生じ始めています。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年度以降建築）の建物です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 下郷町役場に隣接し、ほぼ同時期に設置された「下郷ふれあいセンター」と一体的に管理、運営していくことが望ましいといえます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。

(2) 町民文化系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 1.3%を占め、下郷町公民館の 1 施設（計 1 棟）が該当します。 ● 下郷町公民館は築 30 年以上を経過していますが、建物の状態は比較的良好です。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付、移管等を含めて検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 12.9%を占め、下郷町大川ふるさと公園、なかやま花の郷公園、下郷町武道場、下郷町町民体育館、大内宿食の館等、10 施設（計 31 棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 45.5%を占めており、最も古い建物としては、中山風穴公園展望台（昭和 45 年 3 月建築）が挙げられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前建築）の建物のうち、耐震改修が未実施の施設は 1 施設が該当します（下郷町町民体育館）。 ● 下郷町町民体育館は、老朽化が進行しており耐震性也没有ありません。 ● 下郷町武道場は、全体的に劣化が進んでいます。 ● 張平遊園地は、現状で閉鎖され使い道がありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● PPP／PFI 等による民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 下郷町町民体育館は、施設の廃止・解体撤去を検討します。また、代わりに避難施設となり得る施設を計画します。 ● 張平遊園地は、地元行政区と協議を進め、早めに解体する方針とします。

(4) 社会教育系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 6.7%を占め、グリーンプラザ・田沼文蔵記念館、下郷ふれあいセンター、大内宿町並み展示館、峠の茶屋（下野街道）、大内宿観光案内施設、大内宿（水車小屋）、戸赤自然体験あそびの学校やまざくらの 7 施設（計 8 棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設は、大内宿町並み展示館の 2 棟（昭和 59 年 6 月建築）が該当します。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降建築）の建物です。 ● 下郷ふれあいセンターに雨漏りや複合受信機の不具合が見られます。 ● 大内宿観光案内施設の外壁にやや劣化が、給排水設備に著しい劣化が見られます。

町の基本方針・将来の施設利用検討
● 継続し機能の集約化を図り、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めます。 ● 引き続き、指定管理者制度の活用等の民間活力を導入することにより、効果的な維持管理を推進するとともに、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等を強化し、仕様の水準を改善することにより、耐久性の向上や予防保全の維持管理による修繕周期の延長など、将来施設にかかるライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 郷土をアピールする観光資源としても位置づけ、魅力ある施設づくりを行います。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 下郷町ふれあいセンターは、令和4年度に屋根・複合受信機の修繕を行う予定です。 ● 大内宿観光案内施設は、令和5年度を目途に外壁及び給排水設備の修繕を行う予定です。 ● 大内宿（水車小屋）は、地元行政区へ移譲できない場合は解体します。

(5) 保健・福祉施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 3.3%を占め、いきいきランドしも郷、下郷町老人福祉センターの2施設（計2棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 31.6%を占めており、最も古い建物としては、下郷町老人福祉センター（昭和 50 年 11 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。 ● いきいきランドしも郷は、エレベーターとエアコンの状態がよくありません。 ● 下郷町老人福祉センターは、エアコンの更新を進めているほか、風呂場のタイルが剥がれる等の不具合が見られます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 高齢社会を迎えており、町民ニーズ等を踏まえながら必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● いきいきランドしも郷は、令和7年度にエレベーター工事を実施します。 ● 下郷町老人福祉センターは、令和4年度に第2期エアコン工事の最終工事を、令和5年度に風呂場タイルの修繕を実施する予定です。

(6) 学校教育系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 34.8%を占め、小学校や中学校、給食センター、教員住宅等の9施設（計 25 棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 94.6%を占めており、最も古い建物としては、下郷中学校校舎（昭和 47 年 12 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。 ● 小・中学校の校舎及び屋内運動場の屋根・屋上や外壁を中心に、劣化が進んでいます。 ● 寄宿舎は全体的に劣化が著しい状態です。 ● 教員住宅は、築 40 年近い教員住宅（成岡）の劣化が進んでいます。 ● 旭田小学校及び檜原小学校のプールは建設後 40 年以上が過ぎ、特に設備の老朽化が進んでいます。江川小学校のプールは比較的新しいプール槽です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 下郷町学校施設長寿命化計画（個別施設計画）を踏まえ、学校施設の長寿命化に取り組みます。 ● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設についても、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点により有効活用を検討します。 ● 老朽化が進行している施設の修繕・改築等と併せて、小・中学校施設の統廃合については、地域等の合意形成や地理的条件等を踏まえながら、改修・更新も含めた今後の施設のあり方を検討します。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 寄宿舎は、今後 10 年を目途に解体する方針とします。 ● 教員住宅は、教員住宅（弥五島）に統合し、教員住宅（成岡）は 5 年後を目途に、中学校教員住宅（中妻下中平）は令和 8 年度を目途に解体する予定です。 ● プールは予防保全的に修繕しながら、当面は利用を続けます。

(7) 子育て支援施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 4.1%を占め、しもごう保育所、湯野上保育所の2施設（計 3棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設は、湯野上保育所園舎（平成 2 年 12 月建築）です。 ● 全て新耐震基準（昭和 57 年以降建築）の建物です。 ● 湯野上保育所園舎は、一部で雨漏りが発生し天井がはがれる等の不具合が生じ、全体的に劣化が進んでいます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等に併せて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 湯野上保育所は、利用者が減少し維持が困難な場合は、しもごう保育所との統合も検討する必要があります。

(8) 産業系施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 5.7%を占め、下郷町養鱒センター、下郷町野外活動施設、道の駅しもごう、下郷町三彩館、下郷町物産館、クラインガルテン下郷、農業機械倉庫の7施設（計 49 棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設は、延床面積比で 15.5%を占めており、最も古い建物としては、農業機械倉庫（昭和 39 年 10 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。 ● 町の観光資源として重要な施設が多く含まれます。 ● 下郷町養鱒センターは、建築後 50 年以上経過しており、全体的に劣化が進んでいます。 ● 下郷町野外活動施設は、バーベキューハウスの外壁及び内部仕上に、センターハウスの浄化槽に木の根が侵入する不具合が生じています。 ● 道の駅しもごうは、築浅ですが外壁と給排水設備にやや劣化が見られます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等に併せて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来のニーズ、運営状況等を踏まえ、施設の再編等を検討します。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● クラインガルテン下郷は、令和 6 年度にかけて管理棟及びラウベの外壁塗装を実施する予定です。

(9) 公営住宅

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 12.6%を占め、刈合団地や落合団地等の 6 施設（計 37 棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 35.0%を占めており、最も古い建物では落合団地（昭和 61 年 3 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 下郷町町営住宅長寿命化計画を踏まえ、町営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 ● 点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長などライフサイクルコストの縮減を図ります。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 姫川団地は、平成 29 年度から令和 2 年度までに建替事業が完了しました。 ● 落合団地は老朽化が進んでいるため、将来的には用途廃止し解体します。

(10) インフラ関連施設（建屋）

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 0.4%を占め、浄水場や污水处理場、ポンプ場等の 6 施設（計 6 棟）を保有しています。 ● 最も古い建物は水門簡易水道滅菌室（昭和 41 年建築）です。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、簡易水道施設や農業集落排水施設に係る各種計画・指針を踏まえ、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。

(11) その他の施設

現状及び課題等
● 公共施設のうち、延床面積比で 8.5%を占め、元分校や公衆トイレ等の 17 施設（計 26 棟）を保有しています。 ● 築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 83.9%です。最も古い建物では元大松川分校（大正 2 年 5 月建築）が挙げられます。 ● 耐震改修が必要な施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 普通財産は施設の利用状況等を把握し、他施設への機能移転の必要性や可否等を含め今後の使用方法を検討します。 ● 廃止対象の建物は、地元行政区への移譲や建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。 ● 元学校（分校）は、全体的に著しい劣化が見られます。元大内分校は、比較的大きな劣化は見られません。 ● 資材倉庫は、全体的に著しい劣化が見られます。 ● その他の車庫・倉庫類の多くは、全体的に劣化しています。 ● 一部の元学校（分校）や倉庫は、民間への貸付等により活用しています。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 元豊成分校は、今後、地元行政区へ移譲できない場合は解体します。 ● 元中山分校、元大内分校は、地元行政区と移譲や解体に向けた協議を進めます。 ● 雑根雪寒建設機械倉庫は、今後、地元行政区へ移譲できない場合は解体します。

2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針について

インフラ施設においては、施設分類ごとの個別施設計画（長寿命化修繕計画）または統合インフラマネジメント計画において、現状及び課題や基本方針等が整理されています。下記に、主たる事項について掲載します。

（１）町道（道路部）

現状及び課題等
● 町道の道路部として、延長 391,118m、面積 1,589,688 ㎡を保有しています。 ● 修繕・新規整備に係る予算確保が大きな課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、「下郷町舗装長寿命化修繕計画書」に基づく効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。 ● 事後における対症療法的な補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 「下郷町舗装長寿命化修繕計画書」に基づき、今後も保持していく必要がある道路・橋梁については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

（２）町道（橋梁）

現状及び課題等
● 町道の橋梁として、延長 1,836.6m、面積 6,713.3 ㎡を保有しています。 ● 修繕・新規整備に係る予算確保が大きな課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 橋梁の定期点検を計画的に実施するとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく適正な維持管理を推進します。 ● 事後における対症療法的な補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後も保持していく必要がある道路・橋梁については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(3) 町道（シェッド）

現状及び課題等
● 町道のシェッドとして、1施設（4形式）、延長 189mを保有しています。 ● 全てのシェッドが予防保全段階にある「健全度ランクⅡ（Ⅰ～Ⅳの中位）」にあり、損傷がこれ以上進まないように予防保全的な措置を取る必要があります。 ● 過酷な自然条件により損傷が進行しています。 ● 補修や点検に係る予算確保が大きな課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 「下郷町シェッド長寿命化修繕計画書」に基づき、今後も保持していく必要がある橋梁については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 ● 定期点検を、5年に1回の頻度で実施し、シェッドの詳細な状況把握を行います。 ● 日常・定期・詳細・臨時点検による点検結果の電子化を図り、今後の維持管理における基礎資料として蓄積していきます。これを基に、シェッドの健全度と重要度を加味した修繕の優先順位付けを行います。 ● これまでの「対処療法的維持管理」から、「予防保全型維持管理」に転換した管理方法を継続します。 ● 計画的、継続的に維持管理を進めていくことで、事業予算の平準化と維持管理コストの縮減を図ります。

(4) 農業用施設等（道路部、ため池、堰（農業用水路））

現状及び課題等
● 農道（道路部）として、延長 1,575m、面積 6,075m²を保有しています。 ● ため池を、5箇所、総貯水量 6,483 万m³を保有しています。 ● 堰（農業用水路）を 41 地区に渡り保有しています。 ● 施設建設から 50 年以上経過する施設については、一部で損傷が見受けられるなど、通行や通水に大きな支障を来す恐れがあります。 ● それぞれ、改修や新設に係る予算確保が大きな課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 令和7年度までは、国が進める地方自治体の防災・減災対策を支援する「緊急自然災害防止対策事業債」の対象となる施設の改修、「水利施設等保全高度化事業」による機能保全計画を順次実施します。 ● その他、巡視点検を行い予防保全に努めるほか、行政区の要望等により補修・修繕が必要な箇所について、対症療法的な対策を続けます。 ● 将来的には、地区の営農状況や町農業振興計画等、重要性や費用対効果を十分に検討し、修繕すべき箇所を設定します。 ● 今後も保持していく必要がある農業用施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(5) 林道（道路部）

現状及び課題等
● 林道の道路部として、延長 97,984.12m、面積 367,044.46 m²を保有しています。 ● 修繕・新規整備に係る予算確保が大きな課題です。 ● 大峠線は、令和元年台風第19号による被災に伴い、数箇所崩落していましたが、現在は復旧済みです。なお、鎧沢橋の老朽化により、同橋の手前で車両通行止めとしています。 ● 本町の林道においては、効率的な森林整備や木材等の搬出に向けた、林道規格の変更が必要となっています。 ● 急カーブや急こう配、砂利道等、森林整備や木材運搬の目的で作られた林道の特性に注意した走行が必要です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 将来的には、舗装区間における道路路面調査など、通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図り、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。 ● これまでの「対処療法的維持管理」から、「予防保全型維持管理」に転換した管理方法を継続し、維持管理・更新費用の平準化に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(6) 林道（橋梁）

現状及び課題等
● 林道の橋梁として、11 橋、延長 133.8m、面積 600.4 m²を保有しています（木橋は含みません）。 ● 修繕・新規整備に係る予算確保が大きな課題です。 ● 鎧沢橋の老朽化により、同橋の手前で車両通行止めとしています。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 橋梁の定期点検を計画的に実施するとともに、「林道施設長寿命化修繕計画（個別施設説計画）」に基づく適正な維持管理を推進します。 ● これまでの「対処療法的維持管理」から、「予防保全型維持管理」に転換した管理方法を継続し、維持管理・更新費用の平準化に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 ● 「林道施設長寿命化修繕計画（個別施設説計画）」に基づき、今後も保持していく必要がある林道施設（橋梁）については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。
施設の維持管理等方針に係る特記事項
● 鎧沢橋の修繕対応に伴う通行止め区間の解除時期は未定です。

(7) 簡易水道施設

現状及び課題等
● 簡易水道施設として、導水管や配水管等を併せて 102,218mを保有しています。 ● 配水管が 87.0% (88,911m) を占めており、次いで導水管が 10.6% (10,806m)、送水管が 2.4% (2,501m) を占めています。 ● その他、配水池や減圧弁等施設を、56 箇所保有しています。 ● 簡易水道の普及率は、下郷町人口比で 88.0%です。 ● 耐震管の整備率が 1.3%と低いため、耐震化を推進する必要があります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 簡易水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 ● 計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化に取り組みます。 ● 職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

(8) 農業集落排水施設（管路）

現状及び課題等
● 農業集落排水施設として、1,251mの管路を保有しています。 ● 管路は全て平成 8 年以降の布設とされ、新しい管路が多いといえます。 ● 管路は、平成 7 年から平成 11 年にかけて集中的に整備されており、更新時期となる約 50 年後に集中的に更新費用が発生すると見込まれます。 ● その他、污水处理場を 1 施設 (257.5 m²)、中継ポンプ、水管橋を 1 箇所、マンホールを 53 箇所保有しています。 ● 現状では、排水処理に支障を及ぼすほど劣化が著しい状態の管路や設備等はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
● 管路の老朽化、耐震化に伴う布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な污水处理に努めます。 ● (公社) 日本下水道協会の「下水道維持管理指針(平成 26 年 9 月)」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 公共下水道は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(平成 25 年 9 月国土交通省)」及び下水道長寿命化計画の手法の検討により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。 ● 職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取り組みは、各部門の横断的、固定資産台帳や公共施設カルテを活用した一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直ししながら、公共施設マネジメントに取り組みます。

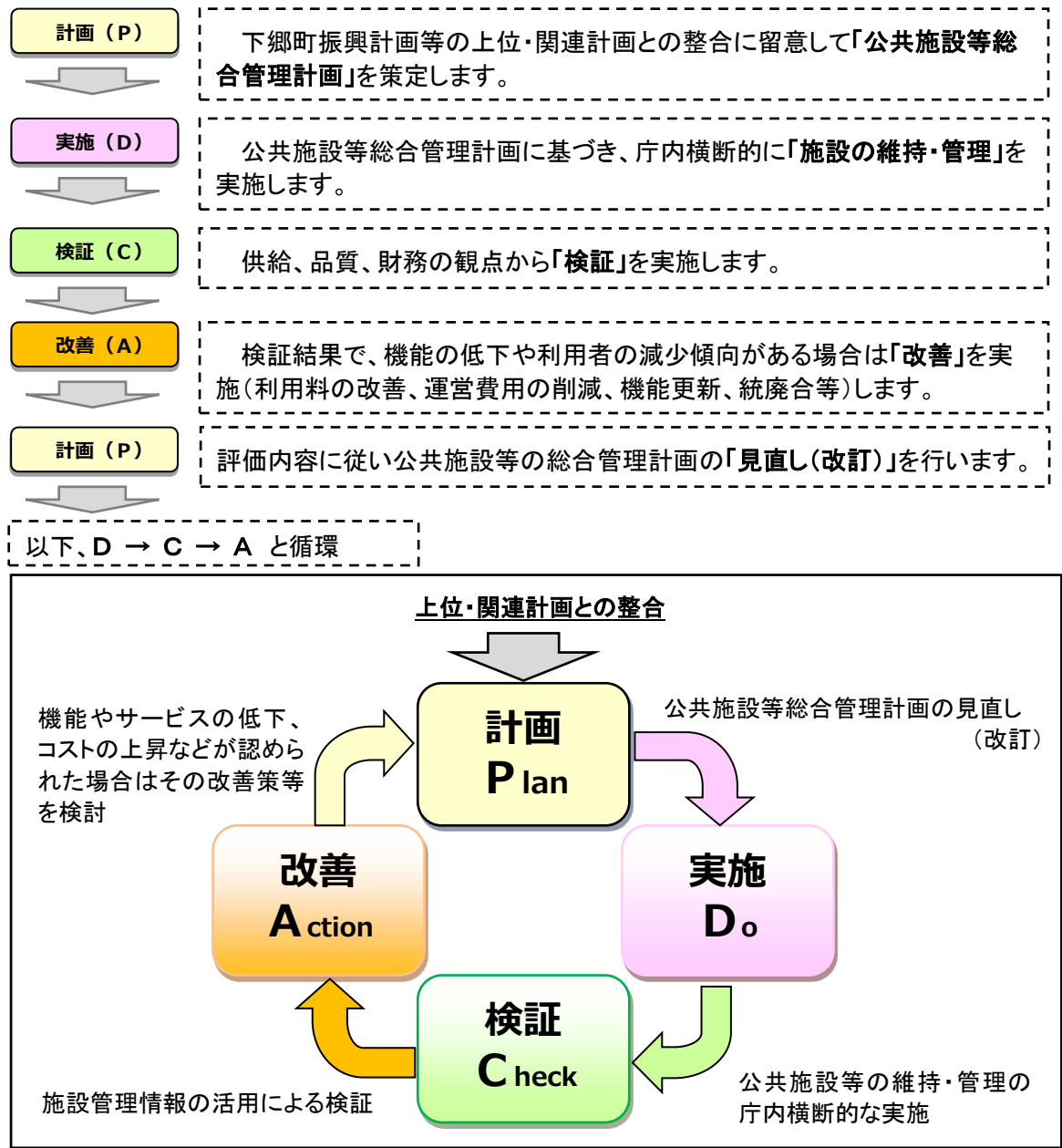


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

下郷町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 29 年 3 月

第 1 回改訂 令和 4 年 3 月

【この計画に関するお問合せ先】

下郷町役場 総務課管財係

電話 : 0241-69-1122

FAX : 0241-69-1134

E-mail : kanzai_02@town.shimogo.fukushima.jp